

令和3年3月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和3年3月9日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和3年3月9日 午前9時宣告

開 議 令和3年3月9日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	7番	森	正彦
	8番	片岡	勝一	9番	松浦 隆起	10番	岡村	統正
	11番	中村	卓司	12番	永田 耕朗	13番	西村	清勇
	14番	藤原	健祐					

欠席議員 6番 邑田 昌平

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	和田 強
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	渡辺 公平
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	森田 修弘
チーム佐川推進課長	田村 正和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 片岡 雄司

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和3年3月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和3年 3月 9日 午前9時開議

日程第 1

一 般 質 問

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、邑田昌平君から欠席の願いが届いておりますので、報告しておきます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

引き続き、1 番、橋元陽一君の発言を許します。

1 番（橋元陽一君）

1 番議員、橋元陽一です。昨日に続きまして、質問を続けさせていただきます。

4 番目の質問に入ってまいります。新産廃建設に関わってであります。新産廃建設に関する県や町の会議、また、地元説明会の日程など、事前に把握しにくくなってきております。毎日、県と町のホームページをのぞいたり、定期的に県や町の担当課に問い合わせなければ確認できない状況になってます。

第 3 回施設整備専門委員会の開催が、1 月 21 日、県のホームページに掲載もされ、26 日に開催されています。私が気づいたのは会議の後になってしまいました。また、2 月 21 日夕方、高知市内から会議の帰りに霧生関の毛田のバス停にバスが 2 台待機してるのを見ました。披露宴でもあるのかなと思って通って来たんですけども、翌日の議案説明会で 21 日、地元説明会の資料が配付されたので、この 2 台のバスが地元説明会用の送迎バスだったのかなというふうに判断をしたところです。

地元の方には事前に全戸に通知されているようですので、把握できなかった側に落ち度があるのかなと思ってしまいました。議会に対しましては 3 月 11 日に県の説明会が開催されますが、振興策や建設予定地の進捗状況については行政報告の中にも触れておりますけども、これからの経過などについて質問をしていきたいというふうに思います。

1 月 26 日の第 3 回施設整備専門委員会が開催されておりますけれども、町からどなたかこの会議に傍聴者として参加されたのかどうか。参加されていたのであれば、なんらかの報告書がまとめられて提出されたのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

町民課長（和田強君）

おはようございます。橋元議員の御質問にお答えします。

まず、施設整備専門委員会の出席というか傍聴につきましては、町民課のほうから2名、傍聴に参加させていただいております。その参加にあたりまして、いただいた資料等の事後の報告というのは特にその部分では行っておりませんが、後に県のほうから町長のほうに一定その話というのはしてきていただいております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい。事前に直接と連絡があって専門委員会のほうにも傍聴されたということであります。また、参加された方が特に何か報告書にまとめて町のほうに、あるいは町長のほうに報告するとかいうシステムはありますか。

町民課長（和田強君）

お答えします。システムとしてはございません。

1 番（橋元陽一君）

はい。まあ、傍聴しないとなかなか経過については把握しにくいところがあります。また、県が報告を、ホームページに載せると思うんですけども、かなり時期がずれますので、こういう議会前に対応するにはなかなか困難を伴うことがあります。ぜひ、そういうことを含めて把握しておいていただきたいなというふうに思います。

2月21日に開催された地元説明会は県と町の共催で開催されていると把握しています。地元住民だけを対象にした説明会だったのか、地元にはいつ周知されたのか、昼と夜の2回開催されておりますけども、地元の参加者はそれぞれ昼夜何人ずつだったのか、あわせて説明を求めたいと思います。

町民課長（和田強君）

お答えします。まず、説明会ですが、説明会につきましては加茂地区住民をということで、先ほど御質問の中にもありましたように、全戸の世帯主様宛に案内をお送りしておりますが、案内の機会としましては、まずですね、月末、協定書の締結、12月25日にしたんですけども、その協定を締結しましたよという報告にあわせまして、事前にそういう説明会を行う予定ですよというのを一度、昨年 of 年末に案内させていただいております。その後に、会の直前、2月9日付で改めて案内をさせていただいております。

で、参加者についてなんですけども、参加者につきましては午前の部が 31 名、午後の部が 15 名ということになっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

2 月 9 日の時点で 21 日の会の案内が地元の皆様方には通知をされたということであります。議会のほうにも 2 月ごろに地元説明会をするという話でありましたけれども、具体的な日程が議員のほうには通知をされておられません。この 9 日から 21 日の間でどういう経過で議員のほうにも通知をされなかったのか、何か事情があればその事情をお聞かせください。

町民課長（和田強君）

お答えします。議員の皆様につきましては従来より別途説明をさせていただく機会を設けさせていただいておりましたので、そちらのほうの段取りってというのは、調整ってというのはさせていただいていたんですけども、特に地元説明会のほうについて周知をするということとは行っておりませんでした。以上です。

町長（堀見和道君）

おはようございます。私のほうから補足の説明をさせていただきます。執行部から議長のほうには 21 日に地元説明会を開催するということとは説明をさせていただいておりました。以上です。

1 番（橋元陽一君）

その議長に連絡された日というのはどのくらいの日程、いつごろか確認させて下さい。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 10 分

再開 午前 9 時 11 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。うろ覚えでまことに申し訳ございませんが、およそ 1 週間前だというふうに思います。以上です。

1 番（橋元陽一君）

それぞれ日常の業務の中でタイトな日程を過ごされてるかとは思いますが、議長のように1週間ほどの前に通知をされたということであれば、こういう結果的に見れば地元住民の方だけの説明会としてしか捉えようがない形になりますので、ぜひ、議員のほうには事務局を通じてでも全議員のほうにこういうスケジュールについてはぜひ周知していただきたい、それを強く求めたいというふうに思います。いかがでしょうか。

町民課長（和田強君）

お答えします。以後、そういうスケジュールにつきましては事務局を通じてお知らせさせていただきたいと考えます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、どうぞよろしくお願いします。

それで、県と町の共催で開かれた今回の地元説明会で、県が説明された振興策の事業、あるいは建設予定地にかかわる事業について変更されたこと、行政報告の中にも少し触れてありますけども、変更された振興策の概要、また、それに対して当日参加者からどういう質問が出たのか、それにどんなふうに答えられたのか、概略で構いません、町として把握されてることを説明していただきたいというふうに思います。

町民課長（和田強君）

お答えいたします。振興策については特に変わった部分というのはございませんで、その周辺安全対策にかかわる部分、長竹川の河川改修に関してはですね、前回7月に地元説明会を行ったときからの変更としまして、こちら報告、行政報告でさせていただいてる部分ではあるんですけども、河川改修の目標水量というのを前回のときにもう少し大きくしてもらいたいという要望がございまして、それを受けた形ですね、目標水量を増やして今、改修計画を進めているという説明がありました。以上です。

1 番（橋元陽一君）

その説明について地元から何か御意見とかさらに要望とか出されてはいないんですか。

町民課長（和田強君）

お答えします。その点についてはですね、参加者のほうから1番成果があった説明であるような内容のお声がございました。以上です。

1 番（橋元陽一君）

長竹川の目標水量につきましては前回の議会のときにも町長にもお尋ねもし、で、改修の最大値が床上浸水を防ぐと、それだけで下流域の流量と調節して最大限だということで設定されててそれを地元にも県も説明したと思うんですけども、住民の皆さんがそれで了解をされるのかされないのか、ぜひそこは確認してほしいということをお願いしたと思うんですけども、そういうことにかかわって特に意見が出たということはありませんか。

町長（堀見和道君）

はい。お答えさせていただきます。特に住民の方からの声はありませんでした。

県のほうとしましても、流量を真剣に考えていただきまして、増やしていただいたということに関して地元の皆さんからは「本当にありがたいな、一生懸命考えてくれたんだね」という声をいただいておりますので、特に問題はないというふうに思っております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、このことについてはさらに当日の状況も踏まえながら改めて、分析もし、また声をあげていきたいというふうに思っています。内容についてはあまり触れません。

この地元説明会の会議の議事録にあたるものが、県もホームページに掲載していくかと思えます。そのホームページの掲載についていつごろになるかとか、町のほうにそういう連絡があるのかなのか、あったらいつごろになるかということをお知らせしていただきたいということと、あわせて町も独自のホームページのほうに、町民課の中にですね、会議の経過の記録が載せられていきますけども、町独自としてこういう問題については掲載する予定があるかないかお伺いしたいというふうに思います。

町民課長（和田強君）

お答えします。まず、ホームページの掲載時期についてなんですけども、県のほうからは特に今のところ連絡等はございません。ですが、連絡がございましたら、また、事務局、議会事務局を通じてお知らせしたいと思っております。

で、町のホームページについてでございますけども、町のホームページについても現時点では、まだこの結果について、もしくは開

催したことについて載せてはいない状況ではありますが、こちらについてでもですね、早めに載せたいと思います。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、ぜひそういう情報提示を速やかにやっていただきたいなということを強く要望しておきたいというふうに思います。

これまで、配付された年間、あるいはこれからの建設に向けての計画のスケジュールの中にですね、節々で説明をしていくというふうに記載をされております。現時点で議会向けの説明会が3月11日に行われますが、それ以降、次の6月議会までの間に整備専門委員会または県の説明会、県と町の連絡協議会、あるいは地元説明会等、日程が決まっているものがあれば報告をしていただきたいたいというふうに思います。また、それぞれの会議は事前にどのように通知されているのか、何か、町が直接かかわるのとかかわってないものがあると思いますけども、それぞれの産廃建設をめぐる会議について、町のほうにそれぞれ連絡が事前にあるのかないのかも含めて教えていただきたいたいというふうに思います。

町民課長（和田強君）

今後の会議等のスケジュールについては特に明確に日程が決まったものというのはございません。決まりましたらもうこれも改めて事務局を通じてお知らせをしたいと思います。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩　　午前9時20分

再開　　午前9時21分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長（和田強君）

以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、ぜひ6月議会、またそれほど時間がありません。その中にいろんな会議等が、あるいは説明会等が入って来るかと思っておりますので、ぜひ通知をしていただきますように、重ねてお願いしまして、この項目については質問を終わりたいと思います。

5 番目の質問に入ります。コロナ感染防止対策についてであります。

新型コロナウイルスによる感染は世界で1億1,600万人が感染し、260万人以上が亡くなられ、国内では44万人近くが感染をし、8,100人を超える方々が亡くなっています。こうした中、新たにイギリスや南アフリカ、またブラジルで発生をした変異株の感染が世界的規模で拡大してる状況にあります。3月5日の3月議会開会日には政府が首都圏一都三県の緊急事態宣言が2月7日から3月7日まで延長されてたものを更に2週間、再延長することを決定もしました。

また、厚労省は医療従事者への先行接種で米国のファイザー製ワクチンで、ぜんそくと甲状腺機能低下症の基礎疾患がある30代の女性の方が、ワクチン接種後、急性の重い副反応、アナフィラキシーを起こしたと報告をしております。女性はすぐ処置されて症状が改善しております。そして、3月4日付でコロナ変異株感染が19都府県に拡大し、234人が感染していることも報告をしております。

1カ月延長してさまざまな対策をこうじてきて、コントロールできない状態が続き、さらに2週間延長してどんな対策をこうじるのか具体策の提案もない政府の決定につきまして、6日付の高知新聞も「目算なき延長」と断じました。

政府の新型コロナウイルス感染症分科会の尾身会長は年内の収束は見込めないとの見方も表明されています。「年内に人口6割から7割がワクチン接種を受けると仮定しても、今年の冬まで感染が広まり、重傷者も時々出る」「季節インフルエンザのようにそれほど不安感がなくなれば収束する」というふうな考え方も示されてるところであります。

私自身も毎日マスクをする生活に少しずつ慣れてきておりますけれども、感染前の日常の生活が戻り、安心して過ごせる状況になるには、まだまだ時間を要し、予断を許さない日が続いていくかと思えます。私自身も気を引き締めて生活していかなければならないなど決意もしてるところであります。

佐川町での65歳以上の住民の方々へのワクチン接種計画の策定、実施方法等については行政報告での概要の説明、さらに松浦議員、坂本議員等からかなり詳しい質問もありました。できるだけ重ならないように質問をしていきたいというふうに思います。

政府の政策が遅れている中で、自治体の接種計画の具体化がなか

なか困難な状況にあるかと思います。住民の皆さんもワクチン接種については安全性について不安をもってる方もいらっしゃるし、一方、特定疾患を持つ方は一日も早いワクチン接種を待ち望んでいらっしゃると思います。

こうした中で、昨日も課長のほうから説明がありましたけれども、政府の実施発表を受けて佐川町の実施にかかわってワクチンの配布量も決まっているようです。で、配布時期はまだ決まっておりません。こうしたことが町の上っていいですか、行政的にはどこの機関に決定されて町のほうにおりてくるのか。その仕組みについて簡単に説明いただければなと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。橋元議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この新型コロナワクチンの接種につきましては、まず、予防接種法、これに基づきまして、臨時接種という形で国が実施を決定をするというパターンになってます。

で、実際には国と都道府県、そして市町村が連携をして接種を行っていきます。で、この臨時接種の法定の接種期間といたしましては国のほうが令和3年2月17日から令和4年の2月28日まで行うということで、予防接種法の改正がなされております。これ、2月17日というのは1番最初に先行接種ということで、国のほうが行った日ということになります。

で、実際にですね、接種、まあ佐川町においての接種の連絡方法と言いますか、決定の手順になりますけれども、これは昨日来からの御説明もさせていただいておりますけれども、実際、国のほうが実施は令和3年の2月17日からと決定をされておりますけれども、市町村の予防接種、高齢者以降の接種につきましては、まだ指示がありません。これは国の指示があって、都道府県におりてきて市町村におりてくるという形になります。で、市町村、佐川町の決定といたしましては当然市町村になりますので、町長の決定という形になります。

で、そういう形で決定をいたしますけれども、実施はワクチンの量であるとか、時期によっていつから佐川町において住民の方々の接種を行うということはまだ決定はできておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい。国からの指示で都道府県、市町村というふうに時間差で指示が下りてきて決定されていくというシステムの中で、佐川町では昨日、何回も説明がありましたように、体制は一定こうできてるということを把握をしております。そのことについては質問は割愛させていただきますと思います。

で、現在、ファイザー社の7千万人くらいのワクチンを想定してワクチン接種がスタートしたというふうに思うんですけども、これでは全国民足らないというふうに思います。ワクチン接種の比率がどれぐらいになるか想定してもこのワクチン、この会社だけのワクチンでは足りないんじゃないかというふうに判断もするんですけども、今後、他社の、国が契約している他者のワクチンも入って来ると思うんですけども、町民自体はファイザー社以外のワクチンを選ぶ場面がでてくることを想定されてるのか、想定されてないのか。町で検討されてることがあればお伺いしたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。このワクチンの種類につきましては、実際、佐川町、もしくは住民の方々は選べるという状態ではないです。で、現時点ではファイザー社のワクチンだけが承認をされておりますので、これだけが国内に流通されている状況です。今後、他社のワクチンが承認をされて、国内に入ってくるという状況になった場合、国のほうから流通の過程の中でですね、都道府県を通じて市町村にワクチンが流れていく中で、国のほうがそれを差配していくという流れになりますので、佐川町の住民においても、その時点で佐川町に流通されているワクチン、届いているワクチンを打つという形になります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

これは質問の中にもありましたように、住民の皆さんが不安を抱えている副反応についてですね、もし、ワクチンの種類が違えば、ワクチンも可能な方もおいでるかと思います。ぜひ、こう、そういう情報については住民の皆さんにも周知をしていただきたいと思いますというふうに思っています。ぜひ、こう、そういう住民の不安に答えるような対応、もう本当に大変だと思うんですけども、周知のほうをよろしくお願いしたいと思います。

で、最後の質問になりますけども、この65歳以上を対象して導入されていくわけですが、他県では65歳以上だけではなくて、濃密接

触を避けられない現場で働いていらっしゃる方々、医療現場や介護とか保育とかですね。そういう方々に対しましては、さらに先行してワクチン接種を実施してるところもでてきております。佐川町としてこの濃密接触を避けられない現場で働いてる皆さんにですね、先行してワクチン接種をする計画を検討されてるのかどうか。もし検討されているのであれば、概要を説明していただきたいなというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。このワクチンの接種につきましては先ほど申しましたとおり、予防接種法に基づいて国の指示があって、接種を開始をいたします。その中で優先順位につきましても、国のほうからさびわけをされて、市町村におりてきております。

これは皆様御存じのとおり、優先順位の第1順位としては医療従事者、それから65歳以上の高齢者、そして、基礎疾患を有する者、それから高齢者施設の従事者、後以降は64歳以下の者という形になっております。

で、この中で密を避けられない方への接種というそういったカテゴリー、優先順位のカテゴリーはありません。その中で市町村として、どういうふうに優先をつけてやっていくかというのは今後、国の方針がどうなるかわかりませんが、現時点では佐川町としては64歳以下の者と一緒の形で対応していくということになります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

感染拡大が広がっていく段階の中で、PCR検査等についても随分と都道府県によって差が出てきておりました。こうした高知県においても随分と他県とは先行して進んだというふうに思っているんですけども、春野の施設のようにですね、現場から声を上げてもなかなかそういうことが実施されない状況の中で、クラスターが発生したりとかいう事態もありました。

だから、当然そういうことは予測されますので、ただ国のあるいは県の指示を待つだけではなくて、地方からそういう声をぜひ県・国のほうにも上げていただきたいなと。できるだけ、法的な手続きもあってそれに沿わないといけない分もあるかと思うんですけども、それでは守れない場面も想定されていますので、ぜひ、こういう感染症対策については地方からもぜひ声を上げていただきたいなとい

うふうに思っています。

特にこうやって毎日いつ誰が感染してもおかしくない事態が続いている中で、濃密を避けることができない現場で働き続けていらっしゃる方々。そしてその対応に追われている町職員の皆様には本当に私自身も敬意を表しております。

どうか皆さんも自分のお体も大事にされて、感染対策、町民の命暮らしを守ることを一生懸命やっていただくことをお願いをしまして、今議会での私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、1番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

引き続き、7番、森正彦君の発言を許します。

7番（森正彦君）

おはようございます。7番議員の森でございます。

もうすぐ、東日本大災害が起きて10年になります。いまだに被災地では癒やされることのない傷が人の心や大地に残っています。被災地の皆様には単に頑張ってくださいとも言えないような気持ちになります。でも、それでも前向いて頑張りたいと思います。翻って、この佐川町では災害もなく、起こりにくい昔からの美しい春が来ればあちこちに桜が咲くような環境の中で、町のことを議論し、積み重ねていけることに幸せと喜びを感じています。

それでは、通告に従い質問させていただきます。まず、最初に、令和3年度予算は79億6,700万円の大型予算が組まれています。令和3年3月定例会の当初に行政報告がありましたが、この予算の目指すまちづくりについての概要と特徴、そして新規事業について、町民に短くわかりやすく伝えるとして、町長に予算のまとめをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。森議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和3年度の予算につきましては、これまでと同様、佐川町の経営理念、佐川町中期経営方針、佐川町経営方針、また、佐川町役場行動指針を基本的な方針として示した上で、各課に期待することについて示して予算編成を行うようにということで指示をしています。また、重点課題としましては私の2期目の公約に掲げた課題も踏まえた上で、予算を組んでほしいということを示しました。中期経営

方針としましては、やってみようが広がる地域づくりをみんなで支え合い、笑顔あふれる幸せなまちづくりにみんなで取り組むこと、このことを掲げております。

また、令和3年度経営方針としましては、第5次佐川町総合計画の前半5年間の総括に基づく改善計画を1つずつ確実に実行し、世界一幸せな町をまじめに、おもしろくみんなで作るための予算ということで、この考えのもとに執行部として予算編成を行いました。当初予算の概要としましては一般会計の予算規模につきましては、総額79億6,743万6千円、対前年度比1億8,925万1千円、2.4%の増額予算となっております。増額の主な要因としましては、令和3年度から本格的に始まる地域振興策に係る事業を実施するための費用および地域振興基金への積立金として5億2,039万3千円を計上したことにより、増額となっております。

予算組みの中におきまして、これまで進めてきました、地元の産業振興に係る事業として、道の駅の整備事業があります。また、文教のまち佐川として、楽しく学べるまちづくりをしたいということで、図書館の整備にもこれまで検討を進めてまいりました。これらの事業に対して、具体的に前に進めるための予算を組んでいるというところがひとつ大きな特徴とはなっております。

新規事業としましては、本格化する地域振興策に係る事業にかかる経費として、これは道路の整備とか河川改修とかになりますが、3億6,561万4千円を計上しております。また、特徴としましてはふるさと未来学の取り組みとして、ふるさと力の向上、不登校問題の解決、学力向上を目指すための事業にかかる経費、また、道の駅の整備にかかる経費、新図書館の整備にかかる経費、あと、佐川小学校の大規模改修工事にかかる経費を今回大きな予算として、新規事業として計上させていただいております。

以上が令和3年度の特徴的な内容となります。よろしくお願いいたします。

7 番（森正彦君）

基本的な理念、考え方は今までに引き続いて執行していく。そして総合計画に基づきということでございます。大型となった理由には地域振興策、あるいは小学校の耐震化とかあるわけでございます。新しい事業も始まっていくという状況の中で大きくなってきたというふうにふたを開けてございますが、その予算の中で、この前高知

新聞に佐川町の予算と、令和3年度予算の記事がありまして、その中で町長は地方創生の本丸である人づくりに引き続き取り組むと言っておられますが、その内容をお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。先ほども簡単に説明をさせていただきましたが、これまで地方創生の推進交付金をいただきまして、活用しまして、さかわ未来学の構築に取り組んできました。具体的に、今年度末で、ふるさと教育を学校並びに社会教育の中で広めるための教材、副読本、さかわ一くが完成をします。これは紙の製本されたものが3種類ですね。あと、デジタルの副読本もあります。このふるさとを愛する、文教の町佐川の成り立ちを知っていただいて、ふるさとに誇りを持つ、そういう学びの場を学校の現場、さらには集落活動センター、図書館、いろいろなところでタブレットを使ったり、本を読んだり、さまざまな形でふるさとのことを住民の皆さんによく知っていただいて、やっぱり佐川町は素晴らしい町なんだなと思っていただけるような、そんな学びの展開をしたいというふうに思っております。

また、これまで例えばですね、佐川町の食生活改善推進協議会さんが佐川町の住民の皆さんの健康づくりのために、いろいろ活動に取り組んできております。地産地消の体にいいそういうレシピもずっと開発をして、世の中に広める活動もしてくれておりますが、今まで紙媒体だけだったものを、それを動画にして佐川町のホームページなどを通して見ることのできる、学ぶことのできる、それを活用することのできるそういうコンテンツづくりもしてきました。トータルで学ぶ事って楽しいんだなと思っていただけるような、そんな令和の時代の文教のまちを皆さんと一緒に作りあげたいというふうに思っていますので、その内容にかかる実行に移す予算を令和3年度も組ませていただいております。

また、佐川小学校の大規模改修工事、これ1億強の予算を組んでおりますが、これまで恐らく私が小学生だったころのまんまで今まで来ている部分もあります。かなり老朽化もしておりますので、子供たちが学びやすい環境を整備してあげると。環境を整備することによって、やっぱり学校にくることは楽しいんだな、学ぶことが楽しいんだなって思えるようになるんじゃないかなというふうに思っていますので、トータルとしてやはり、人づくり、教育、学ぶとい

うことに関しては令和3年度予算を入れさせていただいております。
以上です。

7 番（森正彦君）

子供たちにふるさと教育を実施していくというのは非常に大事なことで、いいことだと思います。町長、いや町民の多くも佐川町に誇りをもっておることが、大多数が誇りをもっておりますし、また、子供も佐川町が好きだというアンケートも出ております。さらに、誇りをもっておられるような教育をしていくのは、将来、佐川町を背負っていく子供のためには非常に大事なことやと思っております。

斗賀野のほうでも平成から令和になった境に、斗賀野の歴史を子供たちあるいは広く住民にも、もう一回知ってもらおうということで、歴史アルバム、目で見るとような形で分かりやすい形のアルバムを編さんしておるところでございます。もうすぐできあがりますので、また皆様に見ていただきたいと思いますと思っております。

予算の枠というか、大きく捉えて、ここ数年町の予算は町の施設の耐震化等による大型予算が続いていますが、基本的な予算、標準財政規模、これの変化をお聞かせ願いたいと思います。総務課長、よろしくお願いします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。標準財政規模の変化につきましては10年前の平成22年度は約42億円、そして10年後の令和元年度は約39億円で、約3億円の減少ということになっております。

この減少の主な要因といたしましては、普通交付税や臨時財政対策債が減額となったことによるものとなっております。

また、これと同じように一般会計における予算規模の変化につきましては、同様に平成22年度の当初予算額は約60億円、令和元年度は約67億円となっており、こちらのほうは約7億円増加しております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

標準財政規模、これは人口に関係する部分が大きくあるということ聞いていますが、10年前、42億円やったものが、元年は39億円と減少しておると。で、先ほど総務課長からありましたように、一般会計の総額は60億前半から、令和3年度予算は79億6,700万とこのように増加しておるわけです。標準財政規模は若干減少して

おるにもかかわらず、予算規模は増加してきておると。このあたりを町民に分かりやすく説明すると、どうなるのか、町長さんに聞くということもありますが、副町長にここはお聞きしたいと。

なぜかという、少しは第三者的にみる、県でやっていらっしやいましたので、そういう町政の中でも多少は見て、多少というかいっぱい、たくさん見ておられると思いますので、そのあたりで町長に、いや、副町長にお聞きしたいなということで、指名させていただきます。よろしくお願いします。

副町長（中澤一眞君）

お答えを申し上げます。標準財政規模がこの10年間で縮小しているにもかかわらず、予算規模が大きくなっていると。これは標準財政規模、基本的な収入、財政規模、収入の規模ということになりますので、それが減っているにもかかわらず予算が増えて大丈夫なんだろうかと、そういう趣旨の御質問であろうかと思えます。これは多くの方がそういう御心配を持たれるかと思えますので、先ほど、第三者的というふうに御指名をいただきましたけども、私当事者でございますので第三者ではございませんけれども、できるだけ客観的にわかりやすくという御趣旨だろうと思えますので、数字を交えて少し御説明をさせていただきます。

まず、標準財政規模、これ、どういうものかという先ほど総務課長のほうからも少し説明ありましたけれども、町民税であるとか固定資産税であるとか、どの自治体でも共通して徴収する税収、税収入ですね、例えばお隣に日高村ではゴルフ場利用税なんていうのがありますけれども、あれはあつたりなかつたりするので、そういうものを除いて、共通する、いわゆる法定普通税の額、これに普通交付税、それから普通交付税が総額として不足するときに借り入れができる、臨時財政特例債、普通交付税に代わるものというふうにお考えいただければいいと思えますけれども、そういったものを合計し、さらに地方譲与税ですね、いわゆる地方の一般財源といわれるもの、これをたし合わせたものが標準財政規模ということになります。通常の普通の公共団体が一般的に収入するであろう収入の総枠ということになります。これは財源的に言いますと、言い換えると、標準的な行政、地方が行政を行う上でですね、必要な経常的な一般財源、その規模をあらわすものということになろうかと思えます。この、標準財政規模がですね、お話、先ほど総務課長のほうから御

説明申し上げましたけれども、この 10 年間で約 3 億円減少しております。これ、大きな要因はですね、これも説明ありましたが、普通交付税、あの地方交付税と臨時財政特例債、これ交付税と考えていただいて結構かと思いますが、これがこの 10 年間で 5 億円以上減っております。

なぜこれが減ったかということなんですけれども、これは細かな分析をするといろんな要素があるんだろうと思いますけれども、大きく言いますとやはり先ほど議員のお話にもありましたように、普通交付税というのは人口をもとに算定される費目が結構多ございます。で、そうした観点でみますと、佐川町の人口、これは国調の平成 17 年と 27 年が 10 年間の基礎になっておりますが、約 10% くらい減少しております。それが一つかと思っています。それからもう 1 点は、過去に借り入れた、佐川町が借り入れた起債の償還、いわゆる公債費ということになります。公債費がですね、過去佐川町ではピーク 100 億を超える借り入れがあって、かなり、年間 10 億を超えるような公債費を負担をしておりました。この公債費の支出に対して交付税の措置というものが一定ございます。その起債の額がどんどんどんどん減ってきておりましたので、いわゆる交付税を算定する場合に用いられる基準財政需要額ベースで言いますと、大体この 10 年間で 1.4 億円程度やっぱり減少しております。この 2 つが人口減と公債費の減少というのが、この標準財政規模を押し下げた大きな要因であろうというふうに思っております。

そこで、御質問の核心だと思っておりますけれども、標準財政規模が縮まる一方で、予算規模が拡大している。ということはつまり、経常的な一般財源のみで賄うこととはされていない要請需要が一方で増加をしてきているということになるだろうと思います。

これ、例を 3 つほど挙げて御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、1 つ目はやはり、これ全国的な要素でありますけれども、少子高齢化、これの進行によって、いわゆる医療介護、子供子育てといった社会保障関係経費、これがものすごく増加をしてきている。これはもう日本全体の課題でございます。今や国の来年度予算は 106 兆円ということで過去最大だということが報道されておりましたが、その 3 分の 1 が社会保障関係経費、そこまで膨れ上がっております。それが一つの要素。

それから 2 つ目には、地方創生関連。これの関係経費がやっぱり

膨らんできておると。佐川町で言えば先ほど町長が申し上げましたふるさと教育。教育に重点的に力を入れるということがあります。この2つはですね、いずれも国家的な日本全体の課題ということもありまして、その経費のうち、町自身、自治体がいわゆる先ほど標準財政規模の中にある経常的一般財源で負担をするというのは、その一部であります。多くは社会保障関係経費っていうのは、町が4分の1、県が4分の1、残り2分の1国と。町の負担の4倍の事業費や事業が実施ができるということになります。地方創生の場合は、大体2分の1、だから半分の経費で倍の事業ができる、そういうことで、いわゆる一般財源の規模以上の事業費がこの社会保障であるとか地方創生関係、これだけではございませんけれども、いう実施ができていくということになります。

これは10年間の比較でみますと、当町の予算の中に歳入に占めます国庫支出金、あるいは県支出金といった特定財源の割合が3%ほど、やはり10年間で増加をしております。10年前29%であったものが32%くらいウェイトとして増加をしている、こういったことから御理解をいただけるかと思います。

3つ目として、これ近年の多い事例でございますけれども、今やっております庁舎の耐震の改修であるとか、防災無線、今年度から増加をしております、経常的でない施設整備、いわゆる投資的経費、これが近年増加をしてきているということでございます。これらの投資的経費の財源については有利な国の資金、県の資金にそういう助成があるものは使えますし、それ以外にこの防災無線、耐震改修もまさにそうでありますけれども、いわゆる緊急防災減災事業債という有利な起債、これを活用して将来の財政負担を考慮しながら財源確保に努めているという状況にございます。

以上、大きく申し上げて、3つほど申し上げましたけれども、これが標準財政規模が縮小する一方で予算規模が拡大をしている、拡大できているというふうに言ったほういいのかもわかりません。理由であるというふうに考えております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

わかりやすく説明していただきまして、ありがとうございました。膨らんだ理由、大きくなった理由というのは、社会保障、地方創生、そして防災関係とかそういったことであると。これは町民に必要な事業を実施したと、必要なことをしたから膨らんだということで、

これは町民にとってはありがたいことであると思うわけですが、大きくなるとして、起債残高、これをみてみましたが、特に大きく増加していることにはなっていないと思いますが、先ほどの説明の中にも若干ありましたが、そのあたりを説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

副町長（中澤一眞君）

起債残高がどうなっているかということでございます。お話にはおっしゃるように、今までは大きく増加はしておりません。というよりむしろ佐川町における起債が1番借金が一番多かったのが、振り返ってみますと平成12年度、これが110億円を超えておりました。それがほぼ一貫して、ほぼ、多少の波はありますけれども、これ一貫して減り続けてきておりまして、令和元年度末で47億円、今、約、になっております。半減以下ということになっております。その結果、いわゆる起債に関連する財政指標でございますけれども、佐川町の実質公債費率、これあの、地方債の返済額の先ほどの財政規模に対する割合ということになりますけれども、これは10年前はですね、10年前の平成22年が15.8%でございました。で、これが元年末現在では3.9%ということで大きく改善をしております。

ちなみにですね、22年当時の県下の町村の平均が12.5%、それに対して佐川町先ほど申し上げました15.8、県平均を大きく、大きくといいますか、2割ほど上回っておったと。それが、元年度3.9%、これに対する県平均は5.7でございます。ですので、現状は県下の町村の平均値よりもさらに低い状態にあるということになります。それが先ほどの予算の質問を御質問いただいたときに私、投資余力は十分ありますというふうに申し上げたかと記憶しておりますけれども、その理由の一つはこういう状態にあるということが背景でございます。

で、ただ、先ほども申し上げましたが、今後は今年度からこの耐震改修、防災無線、それからこれからの地域振興策、その中に含まれます図書館であるとか道の駅、こういったものの大型の事業が今年度以降増えてまいります。特にこの庁舎の耐震と防災無線については非常に有利な起債、いわゆる緊急防災減災事業債、これは当初、今年度までと期限付きということで制度がございましたので、今年度に文化センターも合わせて一気にやったわけですが、結果的に5年延長されまして、来年度以降もまだ使えるようにはな

っておりますけれども、そういうことで、この時期に大型の事業が集中をしたということで、本年度、その緊急防災減災事業債 8 億円の借り入れを行う予定でございます。

それからこれ引き続き来年にも予算、今、御提案をさせていただいておりますけど、その 2 年度分っていうのがございまして、これが約 3 億円利益借り入れを予定をしております。それに加えまして先ほど来お話を申し上げております、地域振興策。これが来年度から本格化をいたしていきます。そういったことで、令和 3 年度は本年度よりは総額としては減ります。借り入れの総額としては減りますけれども、例年大体 4 億から 5 億の借り入れをしておりますが、平均するとですね。それよりは多い、約 8 億程度の借り入れを来年度もする必要があるというふうに思っております。

そういったことから起債残高につきましては、令和 2 年度以降、本年度以降数年間はちょっと増加傾向になること、これを見込んでおります。

しかしながら、先ほど申し上げましたように元利償還に対して一定の交付税措置が受けられると、有利な起債をできるだけ借りるようになるということ。これ、ちなみに元年度末の残高に対する交付税措置、措置率、これ臨時財政特例債 100% 算入を含みますのでちょっと高くなっておりますけども、77% が交付税措置のある起債でございます。それに加えまして、地域振興策、処分場の振興に伴う地域振興策については、県からはなんと 15 億円という交付金をいただくこととなりますので、それを当然その一部を充当していくことになるということから将来の償還に関しては十分耐えうるものだというふうに考えております。

ただ、今後大きく公債費が膨らむ、起債が膨らむということは事実でありますし、それから、わりと一個あたりの事業が大きい。道の駅にしましても図書館にしても、この耐震もそうですけども。したがって、償還が結構波が出てくると言いますか、償還に年度間の波が出てくることが予測されますので、それに備えて当町では減債基金を 7 億 3 千万くらい今保有をしておりますから、そういう財政の年度間調整というのはしっかりやっていく必要があるというふうに思いますし、それから当然のことながら、毎年の予算編成にあたって、歳出の絞り込みをしっかりとっていくということ、特定財源の確保に全力を傾けていくということはこれまで以上に必要に

なつてこようかというふうに思つております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

はい、ありがとうございます。現在は起債残高は特に大きく増加してないけれども、今後は大型事業が発生してくるので増加するというふうに伺いました。で、大きなものをつくる場合には当然、起債を上げて、そして早く設置して早く利用してみんなが恩恵を受けていくということで、その起債でやっていくことは町民にとっては長く返していけてありがたい。さらにそのうちの、先ほどの答弁の中でも、77%程度は交付税措置があるということですので、そういったことも非常に制度的にありがたいと思うところであります。

で、お話を伺っていたら、返済のシミュレーション的なものもしているというふうにうかがえるわけですが、そのあたりはいかがでしょう。シミュレーションしてる。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。償還額のシミュレーションにつきましては、町道施設整備事業や災害復旧事業等の例年見込まれる事業にかかる新規借り入れ分、これに道の駅整備及び新図書館整備を含めた地域振興策に係る事業にかかる新規借り入れ分を踏まえまして、今後の償還額の推移について試算は行っております。

償還額の推移につきましては、令和 11 年度までは毎年増額していき、令和 5 年度に 5 億円を超え、ピークの令和 11 年度には約 7 億 2 千万円を見込んでおります。これ以降は借り入れた起債の償還が進むことで毎年減少していき、令和 3 年度と同規模の約 4 億 3 千万となるのは令和 24 年度の見込みであるというふうにシミュレーションしております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

はい。ありがとうございます。シミュレーションをしてですね、健全な財政を維持していただきたいと思います。どうぞそのあたりはよろしく願いしたいと思います。本当にシミュレーションもしていただいて、答弁いただきまして、安心という気持ちになったわけであります。

それでですね、この 3 年度の予算の中で、龍王公園の整備予算が 4 千万円程度組まれています。整備の内容と完成時期をお聞きします。よろしくお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。龍王公園の整備内容につきましては、以前、森議員のほうからも御指摘のありました老朽化が著しいトイレにつきまして、CLT材を使用したトイレ棟を新設することとし、そのトイレのほうは男性用のブース、女性用のブースに加えまして、多目的ブースを設けることとしております。これによりまして小さなお子様連れのお客様にも安心してトイレを利用していただけるのではないかと考えております。

これにあわせまして、休憩棟の屋根のふきかえ、あと老朽化が著しい遊具の撤去、これにかわる遊具の設置。遊具の設置につきましては、老朽化、ブランコがかなり老朽化してますので、ブランコの更新を行う事を考えております。そのほかに、3歳から6歳児の方が遊べるような遊具の新設等を予定をしております。

また、完成時期についてでありますけれど、完成時期はまだ令和3年度の予算も議決されておられませんし、まだ現時点では未定ではありますけれど、できる限り早く工事に取りかけられるように努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

はい、ありがとうございます。龍王公園のトイレは老朽化して、本当に昔ながらというようなトイレでしたが、今回、整備していただくということでありがたく思います。それに加えて、確かにブランコ、老朽化しておりましたし、それに小さな子供のための遊具も本当に老朽化して使えないものもできていました。それに加えてさらに、プラスして整備していただけるということで、本当に、ただ、トイレ改修するだけでとどまらないということころに本当にありがたいと思っておるところでございます。

で、この龍王ダム、ダムの南岸についてでございますが、このダムの南岸は以前、遊具等を設置して公園としていましたが、今はササやぶのようになって荒れています。で、駐車場は、そこにも駐車場があるわけですが、ほかから見えにくくて不法投棄もされておるわけでございます。これを公園として再整備するとして、管理するとしても、多分、現在管理してる斗賀野よさこいクラブでは、もうこれ以上に増えても管理はできないんじゃないかと思います。私もよさこいクラブの一員で、ここの管理、掃除、草刈りに行きますが、本当に一生懸命きれいに毎月管理して、現在きれいな公園になっておるわけですが、何せ年齢のこともあり、これ以上増えると多分無

理だと当事者として思うわけでございます。そういうことでございますので、この南岸については閉鎖して山に返すのか、またほかに、今のまま少し手を加えて管理するか検討する必要があると思います。が、いかがでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。御質問にも出てきました遊具につきましては、御指摘のとおり雑草等に覆われており、また、恐らく使用不可な状態ではないかと考えております。また、隣接する駐車スペースにつきましても、以前から何度か不法投棄がございまして、その都度撤去してきた経緯がございまして、こちらの当該の箇所、龍王ダムの南岸の箇所につきましては、今回の先ほど説明いたしました改修計画には含まれておりませんが、この工事にあわせて不要な遊具の撤去のほうはしようと考えております。

また、不法投棄される要因として、公園のほうからこの駐車スペースを見た際に、駐車スペース入口付近に生えている大きな樹木が見通しを悪くしていることがあるのではないかとというふうにも考えております。この樹木を伐採等することによりまして、公園からの見通しをよくし、不法投棄をされにくい環境づくりにも努めようというふうに考えております。

来年度は先ほど説明しましたとおり、この公園を利用させていただいております皆様にはこの工事に伴いまして、何かと御不便をかけるということになると思いますけれど、改修の後には、引き続き小さなお子様にも安心して利用いただけるよう、地域の方々にも御協力いただきながらこの南岸も含めてしっかりと管理を行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

はい。どうかよろしくお願いします。この公園、斗賀野の、佐川町の南の入口として大変人気がある公園ですので、適正に管理していったらいいなというふうに思います。

この龍王ダム、堤防の検査をしたようですが、なぜこの検査をしたのか、どのように検査をしたのか目的とその結果はどうであったかをお聞きしたいと思います。お願いします。

産業振興課長（森田修弘君）

森議員の御質問にお答えさせていただきます。龍王ダムのほうの堤防のほうにつきましては、県のほうがボーリングによる調査のほ

う行っております。この経緯につきましてですけれども、平成 30 年 7 月の西日本豪雨におきまして決壊したため池のうち、防災重点ため池に指定されていたものがわずか 3 カ所とということで、人的被害の生じたため池であっても防災重点ため池に選定されていなかったということがありましたものですから、国のほうが防災重点ため池の選定基準の見直しを行いまして、国の基準により人的被害を与える恐れがあるため池として龍王ため池のほうが新しく重点ため池に選定をされた経過がございます。

防災重点ため池に選定された龍王ため池のほうは県において重要度の高いため池であるということから、県が農村地域防災減災事業を活用し、ため池堤体の耐震性能を確認するために令和元年度高知 2 期地区地域総合整備龍王ため池調査測量耐震照査委託業務を実施いたしました。ボーリング調査においては、旧堤体にトンネル残土を下流側へ腹付けしており、解析を行うためにはため池全体の断面図と土質等が必要となるということで調査を行いました。調査の結果につきましては下流側については目標安全率を満足するものの、上流側については目標安全率を下回るという結果でありました。しかし、ながら天端を含めた堤体は残留するため、ため池自体の貯水機能というのは維持されるという結果でありました。上流側につきましては目標安全率は下回るという結果でございましたから、今後、対策、今後の工法、そういったことにつきまして県と協議をすることとしております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

国の基準の見直しによって、検査をしなければならないということで、検査をしたと、ボーリング調査、検査したということでございます。そしてその結果は貯水機能は維持できるということのようで、崩れてどっとすぐ、非常に弱い状態ではない。崩れて水が出てくると、全面決壊して洪水が起こるという状態ではないというふうに考えられるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

産業振興課長（森田修弘君）

はい。そういうふうに聞いております。

7 番（森正彦君）

住民説明会も実施したようですが、どのような内容で、課題はどのようなことであったかお聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

はい。龍王ため池につきましては、この県の事業とは別ではございますけれども、佐川町のほうでハザードマップというのを作成しております。これにつきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、防災重要地点ため池に選定されたことから、町長の行政報告でも報告させていただきましたが、本年度、補助事業を活用して、ハザードマップというのを作成しております。状況にかかわらず、ため池が全決壊をした場合、この可能性にかかわらずということですが、そういった場合のシミュレーションを想定を出して、影響のある地区ということ想定したハザードマップというのを作成するようにしておりました。

地元説明会の龍王ため池につきましては、2月2日に実施をいたしました。関係者のほうに確認をしていただきましたハザードマップにつきましては5月中には対象となる御家庭のほうに配布させていただけるように準備をしてまいりたいと思います。以上でございます。

7 番（森正彦君）

ハザードマップ、決壊した場合のシミュレーションをしてということですが、被害、特に家屋や人に害を及ぼすような状況だったかどうか、この例につきましては、川原田のダムも対象になっていたというふうに聞きますので、その双方のことについてお答えください。

産業振興課長（森田修弘君）

お答えをさせていただきます。川原田のほうの、行政報告でも御説明させていただきましたが、2号調整池というところもハザードマップの対象となっております。2号調整池が決壊をして、県のシミュレーションの数値でいきますと、地中への浸透がない状態で実際に水がどこまで影響があるかということでの影響がある地区、範囲についての地図を作成をしております。対象となる世帯については、川原田のほうは少数にはなるかとは思いますが、龍王ため池のほうはため池からずっと下伏尾、岩井口のあたりまで影響、決壊した場合には影響があるというふうな形のハザードマップが作成される予定となっております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

下伏尾あるいは塚谷付近までということですが、家・人の被害は想定されているのか、水深、どれぐらいの高さになるのかわかりま

すでしょうか。

産業振興課長（森田修弘君）

人の被害がないようにということでハザードマップを作成するものではございますけれども、各地域におきまして、最大浸水の深さが0.5メートル、あるいは3メートル程度といったような、浸水の深さについての地図を配布する予定になっております。

0.5メートル程度でしたら丁度床上浸水になる可能性があるという範囲を示した地図というふうにはなります。以上でございます。

7 番（森正彦君）

3メートル、2メートル50 というと大変なこら、津波に相当するようなものですが、それをそのままその住民に配布して、それこそ混乱は起きないでしょうか。そのあたり心配になるんですが、いかがでしょう。

産業振興課長（森田修弘君）

ハザードマップにつきましては、こういった場合に前提条件をしっかり説明した上で配布するようにしたいと思います。地図だけをお配りするというのではなく、説明等をかなり付記した形で配布をさせていただきたいと考えております。

7 番（森正彦君）

混乱のないように、あるいは必要以上の不安を抱くと暮らしにくくなりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども。まあ、これ私素人ですけども、龍王ダムのもとの堤防は普通の堤防のようなものでありました。その後、斗賀野トンネルを掘る場合にその残土をもって龍王公園をつくったと、置き上げてつくたつと。非常に多くの土石をあそこに購入して、堤防の私らが見るに、倍以上、何倍にもと見えるわけですが、それぐらいのものをそこへ積み上げておると。それで、もとの堤防の高さに揃えておると。

さらにはその東側には国道が開通しまして、国道も大量の土石を積み上げて、堤防のようになっておると。まあその、確かに壊れたらそのようになるかと思いますが、まず、全面決壊ということにはならないと。先ほどもあったように貯水機能は維持されるということです。そのあたりを詳しく説明していけば、大丈夫であろうと。その浸水の全域が2.5とか3メートルじゃあいうことじゃない。一部低いところが3メートルとかいうことになる可能性もあるんじゃないかと思っておりますので、そのあたりもあわせて住民が不安を持た

ないような説明をしていていただきたいと思います。どうかそのあたり説明もよろしく、さらに点検も怠らずしていて、安全を確保していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

次の質問はですね、山間地の山際の棚田、この棚田がですね、管理不能というか、まあ、管理不能です。それで、耕作放棄地となっています。中にはササのやぶやくず葉が繁茂して、イノシシの格好のねぐらとなっているところもあるわけでございます。この棚田はもとは美しい自然林を開墾し、稲を作っていたものであります。だいぶ昔、我々の先祖が苦勞して開墾したものであろうと思うんですが、しかし、小さい棚田は大型機械では効率的な作業は不可能であります。そして、恐らく今後再び作物を栽培されることはないと思われます。このことは山間地や中山間地の大きな課題であり、これは県内でも全国でも同じ状態であると思います。この山際の棚田を美しいもとの山に返していくよう努力すべきだと思うわけでございます。このことに関してはどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

産業振興課長（森田修弘君）

森議員の御質問にお答えさせていただきます。耕作放棄地、山際の耕作放棄地っていうのは特に全国的な課題となっていることではありますが、特に山際の棚田などの耕作条件の悪い農地が耕作放棄された場合には、集積化のほうが非常に困難でありまして、耕作する後継者もなかなか見当たらないということで、農地としての活用が非常に難しいのが現状でございます。

山際の耕作地をそのまま放置しておりますと、雑草が生い茂る状態になりまして、こういったことで里山として管理ができればそこが緩衝地となって平地へのイノシシ被害を縮小につながると、そういったことにも思いますし、里山の美しい景観を維持することにもつながるというふうには思っております。

現在のところそういったような、里山で耕作放棄地、耕作放棄された棚田とかを山に返していくと、そういったような取り組みはできておりませんが、地域の環境を守るとか、そういった観点からそういう取り組みもこれからは研究していきたいとは思っています。

また、具体的な候補地等がありましたら、土地の所有者に確認をした上で、また地域の方々に相談をして対策のほうをこれから検討していくということも考えていきたいと思っています。以上でございます。

す。

7 番（森正彦君）

課長の答弁の中にありましたように、里山という、これにはやっぱりきれいな里山に返していく責任的なものがありはしないか、そのように考えるわけです。

前の安倍首相が美しい日本という言葉を使いましたが、私は本当にその言葉が好きです。で、美しい佐川、美しいふるさと、これをやっぱり維持していきたい、もっとよくしていきたい、そういう気持ち強いわけであります。

具体的には、既に斗賀野の大平地区では棚田に花桃を個人が植えて個人が管理して、きれいな桃源郷みたいな感じにもなっております。私の地区にも桜と桃の花の咲く棚田があります。このように花木を植えるという策もあるだろうし、ケヤキとかクヌギとかを植えているところもあります。また、カエデやイチョウ、カシやツバキなども植えてみてはいいのではないかと思うわけでございます。これは事業としてばんと全町にというようなことには、まだそんなにはならないとは思いますが、やっぱり一部モデル的にそういったことをしていくとかいうことも考えてみなければ、ならないんではないだろうかと思っております。

このことは県や国にも政策提言という形でしていって、制度化していただけるようなことも、見据えていかなければならないんじゃないだろうかというふうにも考えております。

今まであんまりこういったことは言っていなくて、突飛な発言ではあるかと思いますが、そういったことも見据えて順次取り組んでいく必要があるのではないだろうか。それについては特に地域の人々の協力もいるわけでございますけれども、そういう課題がある、取り組んでいかなければならない課題であるということをまずは認識していただいて、打てる手があるとすれば打っていくということもしなければならぬと思います。

美しい町をつくる必要がある、そういうことに関して、最後に町長、思いがありましたら、御意見がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい。森議員の御質問にお答えさせていただきます。

美しい町をつくりたいというふうに私も思っております。美しい

里山を見るとやっぱり人間ほっとしますし、やっぱりすばらしいなというふうに思うだろうというふうに思います。

やはり、里山の整備も含めてですね、この佐川町の自然全体を人が手を入れていくときに、やはりその生物の多様性をどのように保全をしていくのかという視点がすごく大事だろうなというふうに思ってます。森林の整備につきましても、多面的機能をいかにどのように維持をしていくかということも大切になってきます。今、森林環境譲与税がそれぞれ自治体に譲与されるようになってですね、今後、森林山林政策ということがすごく、各自治体で求められるというふうになると思います。

現在、こういう山際の棚田に対して何か植林を行うという事業に対してですね、森林環境譲与税が入れられるのか、使えるのかどうなのかということをおも確認をしておりますが、森議員おっしゃいますように、まず地元の方から何か提案があった場合に、どのような取り組み方ができるのかということは、一緒になって考えて、研究して進めていきたいと。そのときにぜひ国にも提案できるような、政策提言できるような内容にしていきたいなというふうに思いますので、また、いろいろとお知恵をお貸しいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

7 番（森正彦君）

里山というのは地域の人がかかわってこそその里山になるわけですから、やっぱり地域力、みんなが力を合わせてということになっていくのではないかと思います。何らかの形でやっぱり守っていききたいものであると思います。

以上で、今議会の私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、7 番、森正彦君の一般質問を終わります。

ここで、50 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 50 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、4番、下川芳樹君の発言を許します。

4番（下川芳樹君）

4番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て、通告に従い3点の質問をいたします。質問の構成上、通告していた質問の順番を変更してお伺いをいたします。今議会においても町政の質を問う者としてこの席から質問をさせていただきます。執行部の皆様には誠意ある御答弁をよろしくお願いをいたします。

初めに、新型コロナウイルスへの対策についてお尋ねします。この質問には昨日、松浦議員を初め複数の議員に対して詳細なお答えがありましたので、簡潔な御答弁をよろしくお願いします。

新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。日本で初めて感染者が出てから1年余りが経過しましたが、昨年末からの第3波やイギリス、南アフリカ、ブラジルからの変異ウイルスの出現により感染拡大への不安は収まる気配がありません。関西圏や福岡での緊急事態宣言は解除されましたが、東京、神奈川、埼玉、千葉での緊急事態宣言は3月21日まで延期され、ワクチンの早期接種が進まない限り日常の生活を取り戻すことができない状況が続くと考えられます。

そこで初めに、新型コロナ対策の決め手となるワクチンの接種計画についてお尋ねをします。ワクチン接種については全国の医療従事者から順次接種が始まりましたが、国からのワクチン配布日程が定かでないことから、多くの心配の声が聞こえています。あわせて副反応への不安も多く聞かれます。そこで、当町における取り組みの内容、特に接種対象者への順番、接種場所、接種時期、副反応に対する対策など昨日、松浦議員へのお答えから進展した内容、町民の皆さんへの不安解消のため、ぜひ言っておきたい踏み込んだ御答弁がありましたらよろしくお願いをいたします。昨日と何もないければ松浦議員にお答えしたとおりであると御答弁をよろしくお願いをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。この新型コロナウイルスのワクチン接種のスケジュールにつきましては、昨日、松浦議員等の御質問にお答えをしたところでございます。で、高齢者、65歳以上の高齢者につきましては今のところ、4月26日以降の週からの本格的な接種を見込んでおりますけれども、まだワクチ

ンの状況がわかりませんので確定はしておりません。その状況はかわっておりません。

で、昨日、ニュース等で医療従事者の県内の医療従事者への接種が始まったという話を聞きましたので、医療従事者については今後、順次県内にも進んでいくものというふうには考えております。ただ、これは県のほうが調整をして接種をするという形になっております。

で、私のほうから特に町民の方々にお伝えをしたいことが2点ほどあります。

昨日の一般質問の回答にもさせていただきましたが、佐川町としてはこの接種の体制については町内の6つの医療機関の個別接種を中心にやっていくと。で、それに対して補完をする形で集団接種、今のところ健康福祉センターかわせみで行うと。土日を想定をしておりますというところなんですけども、ぜひ町民の方々、特に65歳以上から始まりますけれども、医療機関での個別接種をぜひやっていただきたいと考えてます。特にかかりつけのお医者さんを持たれている方についてはぜひそのかかりつけのお医者さん、6つの医療機関に限定されますけども、そういったところにできれば事前に体調、特に基礎疾患をお持ちの方であるとかいう方でワクチンに不安のある方については、事前に主治医の方に相談をしていただくとか、そういった形で事前に自分が打つかどうか、打っていいかどうか体調面も含めて相談をしていただければしていただければありがたいかなと思います。

で、かかりつけ医がないという方については町内6つの機関の中で、例えばご自宅に近い医療機関であるとか、行きやすい医療機関を選んでいただいて、これは病院によってかかりつけの患者さんを優先をするという病院もあるというふうには聞いております。今、調整はしておりますけれども、できればそういった形でご自分で行きやすいところを見つけていただいて、医療機関で接種をしていただくというのを佐川町としては進めていきたいと。なお、それで個別接種で行けないとかいう方について集団接種で対応するという基本的な考え方です。

あと、2つ目はですね接種が近づきますと、接種券を対象の方に郵送することになります。これ、現時点では4月26日以降の本格接種ということで想定をしてる中では4月上旬から中旬ぐらいにかけて発送する、まずは65歳以上という形になりますが、予定をしてお

ります。ただ、何分国のスケジュールが直前まで確定しないということが考えられますので、接種を始める期間にわりと近い日にちに郵送されることが考えられます。

で、そういった接種券の送付する中身についてはですね、接種券、いわゆるクーポン券と言われておりますけれども、クーポン券、これは持っていったら無料でできるというものなんですけれども、これが2回セットで1枚のクーポン券になっております。これが入っておりますとともに、今のところ予診票ですね。インフルエンザとかの接種をするときに皆さん予診票を書かれると思うんですけれども、それも同封をさせていただく予定にしています。あとは接種できる医療機関の情報であるとか予約の方法、それから相談窓口のどこに相談したらいいかというところ。あるいは先ほどいった副反応の情報、こういったものをセットにしてお送りしますので、まずそれをよく読んでいただいた上で、わからなければ、例えば健康福祉課に専用のダイヤルを設置しますので、そういったところに電話をいただくなり御相談をいただきたいというところでございます。

何分私たちも一生懸命努力をして準備を進めますけれども、できれば順番がくるまで待っていただいて、接種券が届いたらよく読んでいただいて、接種をしていただきたいというこの2点を特に町民の方々にはお伝えをしたいと思います。以上です。

4 番（下川芳樹君）

はい、絞り出していただいてありがとうございます。接種対象者に接種券を配布するというふうなことでございますが、対象者の中にもやはり不安を抱いて、今回接種は見送りたいというふうな方もいらっしゃるかと思われます。このような方の意思表示についてはどのような形で対応されるようにお考えでしょうか。

また、変異ウイルスが日本で徐々に広がっている、大変感染力が強くてワクチンも適合しない、そのような変異ウイルスがあるというふうな情報も出ております。この変異ウイルスに対する対策、もしあればあわせてお聞かせいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。このワクチンの接種につきましては、予防接種法に基づく臨時接種という形になりますけれども、もちろん本人の同意に基づいて接種をされるものでございます。で、接種をされるされないというのは基本的に本人の考え方によります

が、接種をされない場合もいろいろなことが考えられます。接種をしたくても体調とかあるいは基礎疾患の関係で危険が伴うという形で接種できない方もおいでます。で、いろいろな自分自身の考え方で接種をしないというふうにされる方もおいでると思います。そういう方々に対しては町としては、特にそういう接種をした、しないで差別であるとかいろんなその社会の分断であるとかそういうことが起こらないように広報周知はさせていただきたいと思います。

ただ、接種するしないというのは個人情報になりますので、それは自分自身が接種したしないというのは判断をされて、行政としてそういったところを何か発信をすることによってということとは当然ありません。

それと、変異株に関しましてはこれは確たる情報はありませんが、町としてなかなか言えないところはありますけれども、報道によりますと国内でも変異株のウイルスが市中にある程度いるだろうというところは言われているところですが、現時点では承認されているファイザー社のワクチンにおきましては、この変異の株のウイルスに対しても発症予防効果は一定あるというふうには言われておりますので、今のところはそういう情報に惑わされずに接種をしていただければというふうに考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

はい、わかりました。接種対象者についてはご自分の判断で接種をするかしないかそれを決めればよいということで、接種しない方は医療機関に行かないというふうなことでの意思表示ということでもあります。

次にですね、医療職への接種が先ほどの御報告では昨日から県内でも始まったと。県主導で行う接種ということで、町内の医療関係者については県の考え方でまだ具体的な日程については決まっていというふうにご推察いたします。医療従事者への優先接種というところで、先にも質問がありましたが、例えば、接種にかかわる医療職として位置づけられている人以外でそれに準じるような、例えば健康福祉課においても7名のチームを作って集団接種をするにはかわせみで行うと。医療機関が出前的にきてそこで実行するということなんですが、直接病院から派遣される医療従事者以外にですね、かわせみの職員の方、そこでお手伝いをされたりとか、そのような方に対する優先接種、このような部分についてはどのようにお考え

でしょう。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。医療従事者等の優先接種の対象の範囲の中にですね、自治体の関係者というのがあって、その中に直接接種業務に携わる者というところは市町村の判断で優先的に医療従事者とともに接種ができるという仕組みにはなっております。

ただ、佐川町の中で例えば健康福祉課の職員でそういう形で接種業務に携わるということで報告を上げてはいません。以上です。

4 番（下川芳樹君）

報告は上げてないということは、直接接種にかかわる業務にはつかないというふうに解釈してよろしいでしょうか。よろしいですね。はい、わかりました。

まあ、ますます業務が多忙になろうかと思いますが、頑張ってやっていただきたいと思います。

次にですね、コロナ対策における経済支援についてお尋ねをいたします。昨年から多くの事業者や町民の皆さんへの支援を精力的に取り組んでいただいていることに、まず関係各課の皆さんにお礼を申し上げます。その後、第3波による経済的な影響が町内においても出ていると聞き及んでおりますが、その現状と支援の状況についてお答えをいただきたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

下川議員の質問にお答えさせていただきます。この1年ほどコロナウイルスの影響があるわけですがけれども、コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金のほうで春から現在までに実施した事業者向けの支援策についてまずは御説明させていただきます。

チーム佐川支えあい事業者給付金、こちらのほうで54件対象として支給しております。チーム佐川飲食店感染症防止対策給付金、こちらで118件。チーム佐川量販店等感染防止対策給付金、こちらで10件。チーム佐川公共交通応援給付金、こちら6件。飲食店新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン徹底給付金、こちらで49件。飲食店新型コロナウイルス感染症対策徹底継続給付金、これ37件、合計で延べ274件、3,140万円の給付金、給付を実施いたしました。274件ですがけれども、実数としまして163事業者になります。

そして、町長、行政報告でも報告させていただきましたが、新たな事業者向けの支援といたしまして、チーム佐川営業時間短縮要請

対応臨時給付金、こちらのほうを3月1日から5月20日までの申請期間といたしまして、受付を開始しております。こちらの給付金は高知県が年末年始に営業時間短縮を要請した飲食店の取引先などを対象に支給する、高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金、こちらのほうの給付の決定がされた事業者に対しまして、法人には20万円、個人には10万円を給付するというものです。

また、それとは異なる形にはなりますけれども、経済支援ということで、町内での消費活動の喚起のために実施いたしましたプレミアム商品券事業、こちらのほうにつきましては、使用された商品券のほうは5,260万5,500円の、こちらのほうの利用がされております。また、スタンプまつり、佐川スタンプまつりと題しましたスタンプラリーにつきましては町内111店舗が参加いたしまして、応募者につきましては町内はもとより、町外から多くの応募がありまして、合計で1万9,937通にも応募がのぼりました。いずれの対策についても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして落ち込んだ消費の喚起とか景気の下支えになったものと考えております。

現在、高知県のほうでも高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金というのも申請の受付がされております。申請書のほうは佐川町産業振興課のほうの窓口にも備え付けております。対象になると思われる方につきましては、申請書のほうガイドライン等ありますので、ご覧になっていただいて、申請のほう検討していただければと考えております。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

はい、引き続き支援の手を差し伸べていただいていると、また、新たに3月1日から新たな募集、公募も進めているというふうなお話でございました。これまで取り組んでいただいたさまざまな事業について、ある程度成果も上がっておりますし、今後継続するものもあるということで、ぜひ、下支えのほうはよろしく願いをしたいと思います。

また、新型コロナウイルス対策において、佐川町での今後の課題、それから新たな事業所、事業主への経済支援策、一般町民の皆さんへの支援策、これは今継続されている支援ではなくコロナ禍における町独自のお考えというものがあればぜひお聞かせいただきたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

今後の地域の経済状況等を見据えながら、必要なところがあれば、また今後の支援策についても今後検討していきたいとは考えております。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

今後検討されるということで、課題等も整理されて、大変お忙しい中ではございますが、しっかり来年度も引き続き頑張ってくださいと思います。

以上でコロナ対策に関する質問は終わりにしたいと思います。

次に、加茂地区で進んでいる管理型最終処分場に関する環境保全協定の進め方についてお尋ねをいたします。

平成 30 年より、本格的な議論が始まった県が進める新たな管理型最終処分場問題は、現在の日高村エコサイクルセンターの満杯時期に伴い、新たな施設が必要であるとの、県並びに多くの県民の願いを受け、佐川町加茂地区住民による苦渋の選択によって、令和元年 7 月に締結した確認書に基づき受け入れが決定となりました。3 年余りの期間、苦悩する住民の前に多くの地元説明会を重ねられた結果、地域振興策の具体的な内容と予算の大まかな概要が決定をされました。

この決定を受け、昨年 12 月 25 日には県と町で地域振興策に関する協定書、正式名は「新たな管理型産業廃棄物最終処分場建設に伴う地域住民の不安解消のための取組及び地域振興に寄与する事業に関する協定書」大変長いですがこれが締結をされました。この間地元住民の皆さんを初め、県、町執行部の皆さん、佐川町議会の皆さんの御理解とご協力をいただくことで、加茂地区にとって少しでも産廃受け入れへのリスクが軽減された、加茂地区を中心とする振興策の実施ができるものと考えております。

地域振興策を実行していく上で、まだまだ課題はありますが、建設が決まった以上、前向きの議論を重ねることで今後 10 年間かけて地域から出た振興策への願いを実行してほしいと願っております。県並びに町には地元住民に対し、誠意をもって事業の遂行を執り行っていたくようお願いをいたします。

そこで、質問でございます。地域振興策の協定締結が完了した今、次の課題として最も重要なものが、環境影響評価及び環境保全協定の締結です。産廃施設の是非を問うこの協定に住民の関心は高く、地域の将来がかかった大切な内容となります。先の 2 月 21 日に県と

町の共催で開催された住民説明会で、環境保全協定については今後、住民の皆さんより意見を聞いた上で、本年10月ごろまでに締結する予定であるとの内容でございました。

町は県及び運営主体である財団法人エコサイクル高知との3者協定締結にあたり、この協定のどのような部分を重要視し、締結するべきだとお考えでしょうか。県が示した締結内容に沿ってお答えいただければ幸いです。

町民課長（和田強君）

下川議員の御質問に答えさせていただきます。環境保全協定の内容につきましては先ごろ開催されました2月21日の地元説明会の中で、説明をされておりますけども、内容といたしましては現在安全に運行されています、日高村のエコサイクルセンターの整備にあたって、日高村と整備運営主体であります公益財団法人エコサイクル高知が高知県の知事たちを立会人として締結した環境保全協定と同様の項目であります4つの内容。

まずは1つ目が建設工事中の安全対策や環境保全対策、2つ目が施設開業後の安全対策や環境保全対策、3つ目が環境測定計画と情報公開の方法、4つ目が施設運営等に関する意見交換会の実施というものがございます。それに加えて、これまで住民説明会の中でいただいた御意見等を踏まえまして、基準に満たない廃棄物の搬入を未然に防止するための廃棄物搬入管理の強化に関するところとか、それから地域住民と連携した、加茂地区における生活環境の向上に寄与する活動等の実施のための、地域の環境保全活動に関することなどを盛り込むように考えております。

この日高村に加えて新たに加えていく分、それから住民のかかわる部分について特に重要視して協定の内容を考えていきたいと考えております。以上です。

4番（下川芳樹君）

はい、今4つの項目と1つは日高村との協定項目に加えて新たに盛り込む事項というふうなことでの御説明をいただきました。

特にですね、住民がかかわること、先ほどおっしゃっていただきましたが、住民がかかわることの重要性っていうものがこの環境協定の中では重要な役割を果たすものだと考えております。住民の意見、住民の目、住民の考え方このようなものがやはり施設ができるにあたって、また、できてからの後の維持管理、安全対策、そのよう

なものに大きく影響してまいります。また、地域にとってみたら、県、エコサイクルセンター、町、この３者によって協定が結ばれるわけなんです、なかなかその行政機関が連携をして管理をしているということだけでは不安が払拭されることはありません。やはり地元住民が、地元住民の代表がその協定の中身に携わり、また、その後の管理にしっかりかかわっていけるような体制づくりが必要だと思います。

このあたりひとつ、町のほうで具体的なお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思いますがいかがでしょう。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。下川議員の御質問にお答えさせていただきます。

下川議員おっしゃるように、加茂地区の住民の皆さんの目を入れてどのように環境保全に取り組んで行くかと、協定に取り組んで行くかということが大切になろうかと思います。これまでもさまざまな御意見もいただいております。今後、この協定を締結するにあたりましては、県のほうで住民の皆さんの声をお聞きするアンケートも行うということになっております。地元の皆さんに改めてこうしていきたいんだよという声もいただいた上で、まずはその声を受け止めさせていただいて、町として県に対してしっかりと加茂地区の住民の皆さんの目が入っているよという内容の協定にしていきたいというふうに考えております。

この点につきましてはこれまで下川議員からも何度もお話もいただいておりますので、丁寧にしっかりと協定の中に反映をして、進めていきたいというふうに考えております。以上です。

４番（下川芳樹君）

はい、しっかり住民の意見をくみ取っていただきますようお願いしたいと思います。

環境保全協定は施設の安全性はもとより、地域住民にとって安心安全の根幹をなす重要な協定です。協定内容には十分な話し合いが必要であり、時間制限をされて簡単に決められる内容ではないと考えております。

県並びにエコサイクル高知では、本年１０月ごろまでに処分場、本体工事の着工を予定しているとのことで、環境保全協定締結予定の１０月は県などのタイムスケジュールによるものです。このタイムス

ケジュールありきで協定締結を進めていくのか、話し合いの内容によって締結の時期をおくらせる考えがあるのか、町民の代表として締結にのぞむ町のお考えをお聞かせ下さい。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。着工が本年 10 月というのもあくまでも現時点での予定であります。ただ、現時点から言いますと半年ほどあります。まずはこの 10 月までに協定を締結するという目標の中で、県と一緒にあって、住民の皆さんに丁寧に説明をして、意見をくみ取ってそういう場を重ねてお互いが納得いくものを作り上げて行きたいというふうに考えております。

ただ、どうしても折り合いがつかない場合が出た場合にはそれはしっかりと県に検討してもらってですね、町も検討した上で住民の皆さんも納得をいただいた上で協定を締結できるという努力をして、しっかりと協定を締結できた後に工事に着手していただくと。このことは県がこれまでも約束してきたことでありますので、工事ありきではない協定の締結をいたしますが、住民の皆様にもいろいろと御尽力いただかなければいけないということもあろうかと思っておりますので、その面につきましては下川議員にもまた御尽力・御努力をいただきたいというふうには思います。以上です。

4 番（下川芳樹君）

はい、わかりました。しっかり納得がいく協定書、一緒に作り上げていけるようによろしく願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。産廃施設に関連する地域振興策にかかる人員配置についてお尋ねをいたします。先の質問でも触れましたが、新たな管理型産業廃棄物処分場の建設候補地に佐川町加茂地区が選定されて 3 年余りの月日がたちました。この間、町内を初め、建設予定地の加茂地区で開催された説明会は、県並びに町にとって多大な労力を使われたこととご推察いたします。

さらに、この業務に追い打ちをかけるがごとく、新型コロナウイルスの感染拡大によるコロナ対策への業務が重なりました。相次ぐ大型事業も相まって、町長を初め町職員の皆さんは多忙の日々をお過ごしのことと思います。令和 2 年度予算においても、地元協議の遅延などによって事業の繰り越しが多くみられ、日々の日常業務においてもそのしわ寄せがあるのではないかと心配しているところで

近年では早期に退職する職員が増加しており、心配の種は尽きません。働く環境が守られてこそ、町民にとってよりよい職員が育ち、町民の宝へと成長していただけると私は思っております。このような状況の中で、産廃施設に伴う地域振興策の全貌が見えてまいりました。年間2億円から3億円余りの規模の予算執行が通常業務に加えて追加される期間が今後10年間も続くのです。現状の職員配置でしっかりと事業が遂行されるのか不安でなりません。

そこで初めに、町が進める産廃施設に係る地域振興策の内容と年度計画についてお答えをいただきたいと思います。

建設課長（池内伸雄君）

まずは、我々職員の業務負担増を御心配していただき御質問いただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、質問にお答えさせていただきます。まずは、地域振興策に係る事業のスケジュールにつきましては、2月21日に開催いたしました地元説明会において、案を、案というか一覧を示して御説明をさせていただきました。スケジュールについては令和5年度までのスケジュールをお示しさせていただき、その中で町が実施していく事業としましては、河川改修事業、上水道整備事業、道路交付金事業、地域でがんばる土木事業、辺地債対策事業債であるとか、公的債事業等を活用しました舗装修繕であったり、側溝の修繕であったり、あと、町単独事業として実施します局所の改良であったり、がけくずれ住家防災対策事業などを実施していくこととしております。

金額的なものに関しましては、建設課で実施する事業費につきましては、令和3年度については県工事の負担金を除いた金額ですが、3億3,490万円、令和4年度につきましてはこれも県工事の負担金を除いてですが、3億4,316万6千円。令和5年度につきましてはこれも県工事の負担金を除いて、3億5,339万9千円。令和6年度を参考に言わせていただきますが、令和6年度が1番太い事業費でありまして、これも県工事の負担金を除いて4億563万2千円を実施していき、今の計画段階で建設課が実施する事業としましては28億円くらいの事業をこの10年間かけて実施していくこととなっております。以上でございます。

4番（下川芳樹君）

予算事業名等について御説明をいただきましたが、先ほど私、質

問の中で2億から3億円程度って申し上げましたが、令和3年からもう全て3億円以上、3億3千、3億4千、3億5千、4億というふうにかかなり大きい事業をこなしていく必要があります。

次にですね、建設課が担当する業務の中身について精査をしていきたいと思います。

振興事業のほとんどは土木工事が中心ですが、要望箇所を実施するにはいくつかの課題があります。まず、現地の状況を関係者と把握することから始まります。次に、実施設計書作成にあたり、現地測量、用地交渉、関係者との合意などが必要です。特に用地交渉は地権者との利害関係もあり、用地が解決すれば工事は完成したも同然と昔から言われてきたほど重要な内容です。これらの作業が終わると入札発注となり、現場管理、進行検査を経て完成となります。しかし、掘削後の土出の状況や発注後の地元要望などにより、変更設計を余儀なくされるケースもあります。

工事現場ひとつをとっても金額の高い安いで事業量を把握することはできません。最も早く工事を完成させるためには地元の協力、地権者の協力が欠かせません。これらをスムーズに進めるには地元とのコミュニケーションをいかに上手につくるかで、地元対応への時間をしっかりかけることが大切です。

さらに、職員が忙しく、設計を委託する場合においても、設計事業者と地元との間においてこれらをつなぐ職員の役割が重要となります。また、県が行う地域振興事業においても、県職と地元をつなぐ役割を担うこととなります。特に長竹川の改修においては、下流である日高村の状況を地元自治体として把握する必要があるとあり、放水トンネルの新設や河川断面の改良計画など下流側の改修状況をつぶさに情報収集し、上流側の流量決定に適切な意見を述べることも重要な仕事のひとつです。以上のようなことから、しっかりした仕事を計画通りに進めるためには、適正な職員数を確保し、地元との密な連携を作り上げる必要があるのです。個人の努力や職場の指導力で職員の能力は向上いたしますが、向上する前に能力以上の業務を与えても、潰れるか業務の手を抜くかしありません。潰れられても手を抜かれても町民からすればありがたい状況です。

再度、お伺いをいたします。現状の人員で今後10年間業務を行うことに支障はありませんか。聞くところによると、現在町で活躍されている県からの派遣職員お二人の任期は令和3年度までだと伺っ

ております。この状況も踏まえて現状のお答えをいただきたいと思っています。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。先ほど下川議員が申しただいたとおり、事業を実施していく上ではさまざまな業務を遂行していく必要があります。せんだって3月6日に、町道長竹1号線、2号線の道路拡幅についての地元説明会を3月6日の夕方に開催しましたが、なかなか1回目ということで話もまとまらず、また2回目、3回目も開催していくよう、こういう地元の調整が相当必要となってきます。

人員体制についてですが、議員も言われたとおり、現在高知県から令和3年度末までの予定で職員2名が派遣されておりますが、令和4年度以降の派遣につきましては現在のところ不透明な状況であります。派遣がない場合は、担当する職員、現在、技術管理係、町の職員が4名でやっておりますが、県の派遣がない場合、担当する職員がもし増える見込みがない場合は、多様な業務を現在の人員体制で進めていくこととなり、長時間労働による健康被害や生産性の低下を懸念しております。現在でも職員の声ですが、他課の職員が定時で帰って行く中「なんで自分たちだけ残業しなければならないのか」と「できることならしたくない。しんどいです。」という声も聞かれており、なんとかこの1年を乗り切ってくれましたが、この業務負担増に関する人員増については町長初め総務課長に対しても今年早くから要望しているところではあります。現在のところは明確な回答は得られておりませんので、ちょっと不安が、私自身不安は感じております。以上でございます。

4番（下川芳樹君）

はい。大変切実な御回答をいただいたというふうに受け止めております。

実際に、業務の多忙という部分について、全ての組織の中で業務分担を上手に配分をしていく。一部の課のみが残業で縛られることがないような人員配置をしていく、業務分担をしていく。大変なことです。実務上ものすごく難しい内容だと思います。しかしながら、どうしても一部に事業が集中する。また、その人員でないと、その人員というか、その職種でないとなかなか事業が前進しない。このような場合には短期的にもやはりその部分を補っていく、こういう

ことが重要ではないかというふうに思います。

前段でも申し上げましたが、業務については職員が努力をすることで能力を上げ、実行力を高めていく、このようなことはぜひ職員として努力をしていかなければならないそのように思いますし、管理職においては適正な職員の育成、そうやって個々の能力を伸ばしていく、また、組織としてしっかりサポートし、支えあっていく、こういうこともものすごく重要な課題であろうかと思います。

ただ、短期的に業務が集中する、これはなんとかのすことができると思うんですが、10年という長い期間ですね、これが継続していくっていうことになれば、やはりしっかりした考え方の中で組織運営をする必要があるかというふうに思います。

次に、建設課以外の業務についてお聞きします。地域振興策には町営住宅、集会施設、公民館、これは補助の対象になっている県河川の改修であったり、道の駅、図書館などが含まれております。先の質問でもお聞きしました環境保全協定の締結なども業務に含まれます。さらに、令和3年度はコロナ対策や選挙などの業務も集中いたします。これらの事業を今後担当する課についてはいかがでしょうか。特に問題がなければいいのですが、あとで弊害が出て困ります。令和3年度の人事配置を検討されている総務課においては次年度の各課の業務状況を把握されていることと思いますが、昭和の時代から平成を経て令和に至るまで、役場や病院で厳しい労働環境を生き抜いてきてた麻田課長、昭和や平成の時代はもとより、令和においても本当にご苦労されていることと思います。時代は変わり、働く者の意識も変わりつつありますが、ご苦労された分、厳しい職場環境で頑張っている職員の気持ちが1番分かっている麻田課長に、現状の職員定数や再任用職員の動向などあわせてお考えをお聞きしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。御指名をいただいたのでお答えをさせていただきます。

現状の職員定数についてでありますけれど、今現在、定数条例に基づく定数と同じく定数条例に基づく職員の数というのは定数を満たした状態ではございません。けれど、それぞれの部局によって定数と職員数に必要な分と必要でない分とかもありますので、一概に全部というわけにはいきません。

例えば、町長の事務部局でありましたら、定数自体は 104、うち兼任が 1 ということになっておりまして、専任は 103 ということになります。現在の職員数、この定数条例に基づきます職員数は 100 人ということで、専任職員数の差 3 ということになっております。ただ、この 3 になっておる職員数につきましては、来年度健康福祉課関係で 3 名採用するとになっておりますので、まだ人事異動の発表がありませんので、はっきりこの職員の定数わかりませんが、今の 100 にそのまま 3 足せば町長部局は 103 で定数いっぱいということになるかと思えます。

このことについて現在の下川議員のお話にありました、各課、局、あるいは、の、業務の量、それとかを考えますと、現在の、あくまでも私個人の考えということにはなりますけれど、現在の職員定数ではちょっと不足しておるのではなかろうかと、町長部局においては不足しておるのではなかろうかというふうに考えます。

この中のひとつの要素といたしましては、ちょっと自分でも調べてみましたけれど、産休育休の職員というのが毎年度何人か取得をされております。平成 26 年度から令和 3 年くらいまで予定も含めて調べてみましたけれど、大体毎年度 5 人前後ぐらい、その産休・育休を取得される職員の方がおります。ほぼ町長部局の職員ということになります。今後のこの定数につきましてはさきほども言いましたように不足しているのではなかろうかというふうに考えておりますので、その国土事業の調査終了後の次年度以降における各課局の業務量、それと今も言いました産休育休、こういうことも見据えた定数の増については執行部で協議しまして、決定した内容を議会にも相談をし、協議をさせていただけたらなというふうには思っております。

ただ、地域振興策についての業務につきましては、先ほどの建設課長の答弁にもありましたように、これにつきましては令和元年の 7 月 2 日付で県と佐川町の間で締結した新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備についての確認書、こちらのほうに基づきまして、佐川町加茂を予定地とする施設の整備、並びに施設の整備に伴う環境保全の対策、地域住民の不安解消のための取り組み、及び地域振興に寄与する事業等を円滑に推進するため、人的支援を高知県が行うものとしまして、現在も 2 名の県職員が令和 3 年度末までとして派遣されておるという状況でございます。このようなことを考えま

すと、今後予定されております、地域振興策を実施するにあたっては、その業務量により県からの派遣職員の令和4年以降の継続派遣並びにこの派遣職員の増員も高知県のほうと協議する必要があるのではなかろうかと考えております。

このような協議も行った中で、先ほど言いました育休等も踏まえて、必要となる人員数を考えていくことということになるのではないかとというふうに思っております。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

県との事業協定、この中で人的な派遣については県が行っていただければというふうな御発言もありました。しかしながら、全体的に不足をしているのかなというふうに私も感じております。

先ほど、総務課長が申されましたように、令和3年度から健康福祉課においても新たな分野が追加され、職員の配置が義務付けられていると。業務が多忙化する中で、増加した業務を遂行するためには、業務に優先順位をつけて、労働力に合う業務に合わせる必要があります。これは、定数を変えずに現存する職員で決められた業務を行っていくという過程においてです。つまり、優先されない業務を切り捨てて、全体の帳尻を合わすということになるわけですから、なかなかその、切り捨てるっていうふうな業務を見つけることも、町民の皆さんの理解を得ることも難しい。

今、本当に業務多忙の中で、どれも実行しなければならない、このような状況でございます。議会の中には職員定数を増やすこと、このことに対してよしとしないという意見もございます。どんどん人件費が上がって、町の財政を圧迫していくというふうなことも考えられます。しかし、そのやり方とか考え方を工夫して、増やした定数を仕事が減ったのにそのまま残すってということではなく、仕事量にある程度沿わせた形で調整ができるようなそういうふうな手法もぜひ考えていただいて、今後の課題として検討していただきたい、このように考えます。

本日行ったこの質問については、今後も経過を見守りながら、継続して行いたいと考えております。管理職の皆さん、ここにおられる管理職の皆さん、下で聞いている職員の皆さん、自分の仕事、周りの仕事、他の課の仕事、全てを見渡して、町民の皆さんを中心に据えた業務の内容、職員配置など、適切な御意見を私にいただければ、大変私も議場の場で発言しやすい。かように考えております。

お互いに意見を述べ合う、何でも言える職場というのが1番大事だと思います。言い合ってこそ初めてお互いの言い分をお互いに理解し、その中で意見を交わして、どちらが、どの方法が正しいのか、そういうことに対する論議ができるわけです。ぜひ、まずは声を出して、職場をよくしていきましょう。

最後に、日々多忙な通常業務に加えて、新型コロナ、県産廃関連業務に御尽力をいただいております全ての職員の皆様に「令和2年度本当にご苦勞様でした」この言葉を贈りまして、私からの質問を終わらせていただきます。

議長（岡村統正君）

以上で、4番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

ここで、食事のために1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時30分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、11番、中村卓司君の発言を許します。

11番（中村卓司君）

11番議員の中村卓司でございます。議長のお許しをいただきまして、令和3年3月議会の質問をさせていただきたいと思います。

3月議会にいつもここへ立てりますと、10年前の3.11を思い出しますけども、休憩中にテレビを見ましてみたら、どんどん津波が来て家が流される、須崎湾は数メートル下がって上がったということで大変被害がありましたけれども、東日本の災害を受けられた方の一日も早い復興をお祈りして、質問をしたいと思います。私たちの佐川町、高知県にもいずれ訪れるかもわかりません、災害を教訓にしながらですね、暮らしを進めていきたいと思います。

それでは、第1問目を質問をしたいと思います。まず、佐川町のコロナ対策ということで、質問をするようにしておりましたが、昨日、今日と皆さんがこのことについて質問をしましたので、ほとんど、ほとんどというか99%聞くことがなくなったわけでございますけれども、一応私としてはですね、町民の代表という形でコロナのことについてもですね、少し重複するかもしれませんが、お

聞かせを願いたいと思います。

薬はいつくるのかについても、それから量は確保できるのか、それから第1次と第2次と、第3次との予防接種についてとか、それから医療機関はどこがやるのかと。また、対象、対応できるスタッフの医療関係の人数は足るのかと、それから実施シミュレーションについてはできているのか、全て、聞かれたと思いますけれども、下川議員ではありませんけれども、言い残したことは、岡崎さん、岡崎課長、ございますか。ないですか。

はい。

ないということでございますので、聞くことはありませんでしたけど、ただ、1点、少しお伺いをしたいと、皆さんが聞かなかったことで、当然わかっていることかもわかりませんが、報道関係で、コロナの薬自体は供給ということで、徐々に行われるということでしたけれども、一部の報道関係で、それに伴う注射器が足りないというような報道もあったやに思いますけれども、注射器につきましてはどこがどのような手配をするのかということであってわかれば、どなたでも構いませんが、お聞かせを願いたいと思いますが、よろしくお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この、国から配送されるワクチンですけれども、ワクチンのワクチン本体と、それとあと注射器の針の部分と筒の部分、これを合わせてセットで国のほうから一緒に配送されるということになりますので、特に自治体のほうで用意しないといけないということではございません。以上です。

11 番（中村卓司君）

セットでということで、心配はないということなんです。

それこそ今朝のテレビを見ておりますと、大体1個のカプセルで注射器で5本って基準ということらしいんですけども、注射器の形状が注射器の先のほうに少し残って、それを廃棄するというかこうになると、一つのカプセルで5本の注射器っていうのが基準らしいんですけども、インシュリンを注射する注射皆さん知ってますか。先が平べったくて残量がほとんどないっていうのがインシュリンの注射器で、それを使いますと、その形状の注射器を使うと7本、一つのカプセルで7本の注射器が使えるそうなんです。そうすると1.5倍の量が余計配布ができるということになります。で、配

布される注射器の形がどういう形かわかりませんが、今朝のテレビでは新しく注射器メーカーが開発をしてインシュリンの注射器ですと針先が短い。で、筋肉注射ですので、奥深く入っていかないので、一応規格には通るけれども、長い針でインシュリンの注射器の形のを開発したと。それを供給するっていうような報道がなされておりました。

こちらから、佐川町から、高知県から特別その注射器を送ってくれっていうことが、難しいかもわかりませんが、全てお任せという形で難しいかもわかりませんが、薬を有効性に使うためにはですね、そういうような注射器の形状を送ってほしいっていうような要望もしておく必要が、できるかできんかはわかりませんが、必要がありやあせんろうかというふうに思いがありますが、そのことについてお答えがいただける方、岡崎課長でいいですか。よろしくお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。このコロナワクチンを取り出すときの注射器の問題につきましては、報道等でありますように、5回とれるとか、6回とれるとか、今朝ほどは7回という話も出てるようですけれども、これについては全く私たちのほうには情報が入ってきておりません。そういう注射器の形によってとれる回数は違うということであろうかとは思いますが、この点についてはなかなかちょっと私のほうからは今現時点でお答えできることはありません。以上です。

11 番（中村卓司君）

はい、無理なお願いかも知れませんが、有効的に使う方法ということで、情報を入れておきたいと思います。

そこで、予防接種につきましては皆さんお聞きをしましたので、もう言うことはないということでございましたので、次のコロナの対策の中で、雇用対策支援金のようなものがいろんな形で実施をされておりまして、佐川町も基金でその対策をする、また、県・国から来ることに對してのお手伝いというものをされておりますけれども、12月議会でしたでしょうか、どなたが申し上げたか忘れましたが、コロナ対策に對しての支援に對する窓口っていうのが町内でちょっとバラバラではないかっていうふうなこともあったように思います。12月から3月においても私自身も少しそういう懸念があり

ますけれども、今現在コロナに対する事業者個人、それに関する事業者に対しての対策用の窓口っていうのは、町の窓口っていうのはどことどことどこがどのような窓口になっておるのかをお聞かせ願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきありがとうございます。中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

それぞれ担当窓口がありまして、産業振興に係るもの、感染症予防対策とか、持続化給付金の類いのものは産業振興課が商工会と連動して対応してきております。あと、生活支援的なものに関しては健康福祉課が窓口となっております。役場として1カ所に、窓口を一つにするということはしておりません。前にもさまざまな減免措置があったときにどこの場所に行っても「ほかにもこういう減免の措置がありますよ」ということは同じようにしっかり住民の方に説明できるようにしようと、しっかり連携をはかりながら1カ所で全体のことが見渡せるようなそんな対応をしましょうということは役場内で伝えて、議員の皆様にもお伝えをさせていただきましたが、一つに窓口を設けると、一つにするということはしておりませんので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

11 番（中村卓司君）

町長が先に言われたんで、ほかの職員言いにくいかなという雰囲気、課長を御指名してから町長にいつてやろうかと思っておりましたが、それではですね、それぞれの社協以外で庁舎内での窓口っていうのは、福祉課も含めて、先ほど町長が言われた産業面、生活面っていうことで、どういう内容をもって対処されておるか、それぞれの課長にお答えを願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。健康福祉課のほうでは主にコロナの町民の方、個人の方への支援ということの行政としての窓口となっております。

で、具体的には社会福祉協議会がやっております生活資金の貸付、それからそういった方々に対する支え合い基金からの給付、また、国から、国の事業としてやりました子育て世帯への給付金とか、そういった行政が直接取り扱うものについて直接実施をしております。

また、町民の方々がかわせみのほうにおいでた場合、さまざまな

相談がありますけれども、そういったところで生活が苦しいという御相談があった場合には直接行政で対応できることは対応しますし、お金が少ししんどいということであれば、社会福祉協議会と連携をして貸付があります、こういうことがありますという形で連携をして対応をしております。以上です。

産業振興課長（森田修弘君）

中村議員の御質問にお答えさせていただきます。産業振興課のほうでは事業者向けの支援ということでやらさせていただいております。今年度の初めのほうには国のほうの持続化給付金でありますとか、そちらのほうの受付の窓口、こちらのほうを設置して実際にパソコンを用意して受け付けをさせていただきました。

それ以外に基金のほうのさまざまな、先ほど下川議員の御質問にお答えさせていただいたような給付金の受け付けをさせていただいております。今現在も新しい給付金の受け付けをさせていただいております。それと、高知県が行っております今現在実施中の受付期間であります、高知県営業時間短縮要請対応臨時交付金、こちらのほうの申請書のほうが、うちの産業振興課のほうの窓口にありますので、来ていただいた方には簡単な説明をさせて取り次ぎをさせていただいております。

それから、3月補正で県のほうが新しい事業を考えておりますけれども、そちらのほうも申請用紙等は産業振興課のほうに置いてほしいということで依頼を受けておりますので、新しい支援策ができた場合にはそういったものの申請書の配布であったり説明なんかをさせていただくようなかっこうになっております。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

ほかに窓口ないようですので、ということですね、産業振興課のほうと健康福祉課ということが2つ窓口で、大きいと思うんですよ。そこで、今、説明のあったことをざっくり私なりに理解をすると企業というか、会社的というか、団体というか、そういった組織については産業振興課が窓口になって、個人的にお困り生活っていう意味では健康福祉課っていうような理解ですが、それでよろしゅうございますか。いいですか。

えいって言いゆうんで、2人はまあ、ざっくりですよ、ざっくり。ざっくりそういうことでいいかという、私の理解でよろしいかということで、まあ、ざっくりでよろしいということのようです。異議

はないようですので。

そこですね、その2つのことが、まあ言うたらかつちり事業者、かつちり個人っていうふうに分かれないような条件下の方もおられると思うんですよ、中に。で、町長が言ったようにお互いが連携をとって、どちらに聞いてもわかりますよっていうことをしてますんでというお答えがありましたので、そのことはお2人とも課長はオッケーかということ、ちょっと2人のオッケーかオッケーでないかもちょっと聞かせてください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをいたします。その、生活にお困りになる方、特に個人の方がかわせみに来られる場合、当然いろいろ経営をしたりとかそういうところでお困りになる方もおいでます。もちろんその雇われ、雇用者として失業されてお困りの方もおいでます。

で、事業的にお困りの方については、最初は社会福祉協議会のほうに相談にという話になるんですけれども、その中で事業的な部分で困っているということであれば、産業振興課もしくは商工会の事業のほうを紹介をしたりという形で連携はとっております。以上です。

産業振興課長（森田修弘君）

お答えさせていただきます。個人向けの支援につきましても概要のほうにつきましては説明をしっかりと受けておりますので、詳細なことについての御質問になるとこちらのほうでお答えできないこともあるかとは思いますが、概要については把握しておりますので、詳しいことなんかは健康福祉課であったり社会福祉協議会へということでの御案内をさせていただくことになりますけど、概要についての説明はさせていただいております。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

なぜ、私がここでこういう質問をするかということについては、現場での課長、そして現場の職員さんにクレームがあったっていう話は聞いておりませんが、あるお困りの方を個人的に御相談を受けて、どちらに相談をしたらいいかなっていうことと、最も有利にこのコロナ対策を対策事業を利用するためにはどうしたらえいろうねっていう御相談を受けたことがございます。

で、最も利用を有効的に活用するためには、その方は職場の従業員でございましたけれども、コロナによって休んでほしいというような方でございました。その人は事業主の関係と個人との間柄がも

うできてしまうということになりますよね。だから、事業主と個人との間になってしまったというような現状がある方で、御相談がありまして、今のところかわせみに相談したようですけども、かわせみか商工会か忘れましたが、相談したときに窓口ではなかなか色よいお返事がなくてお帰りになったっていうことらしいんです。

で、それはどうしてかという、今ここにかわせみのほうにいただいてきました資料がございます。これはコロナ対策の小口貸付資金というものの名簿の実績でございます。67名の方が、緊急小口ということで、お金を借りて生活をなさっている、それが2次3次と続いていくわけですけども、一人暮らしには15万、そして二人暮らしには20万という、まあ貸し付けですよ。貸し付け。あくまでもお金は返さないかん形になるんですけども、1日休んで、お金が、雇用対策として休み、休むお金をくれるっていう事業がありますけれども、このことは両課長のうちで御存じですかね。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。中村議員がおっしゃったその小口貸付の部分ですけども、これ、社会福祉協議会が実際は貸し付けの対象の窓口で対応をしております。で、現実的なそれが借りれる借りれないとか、どういったケースがあるかというところまで具体的には私のほうは逐一ちょっとお話は聞いておりません。以上です。

11 番（中村卓司君）

これは、どこというと支障がございますので、場所は申し上げませんけれども、行政の商工会から社協、それから窓口、2つのどこかは申しませんが、その窓口には休業支援給付支給申請書っていうものがありますかっていうことをお尋ねをしました。知りませんでした。このことがある。これは国の事業なんですけど、これは1日休むとそのうちの80%、1万1千円の中の80%はくれるという、これ前にもお話をしましたけれども、その申請が知らなかったという現状ですよ。

で、いっぱい資金の流れがあるんで知らなかったというのも当然かもわかりませんが、本来なら専門の方がおいでるとそのことについてのつなぎ、国に対する、県に対する場所はどうですよ、内容はこうですよということをお話するべきではなかったかと思うんですよ。でも知らなかった。私はそれを知ってたんで、こういうのがありますよっていうことを申し上げました。こういう内容っ

ていうのは恐らくたくさんあると思うんですよ。だから、町長はそれぞれの連携を組んで町内のことについてはやっていますよっていうお話がありましたけど、もっと深く町民の皆さんに有利に使えることが国の制度であるならば教えてあげたらよかったかなと思ったんです。そういったことの心配があって、コロナがいつまで続くかわかりませんが、この場では課長がやるわけにもいきませんが、誰かそういう方専門でいくつもの知識の仕事ができる窓口じゃなくても構いませんし、課長の部下でも構いませんしどこかがそういうことをやってあげる、知識をものすごく入れる、何て言うか仕事上知識を入れる人が要るのではなかろうかというふうに自分は思うんです。まあ、完全にやっておられるということならば仕方がないですけども、こういう欠点があったということは指摘をしておきたいと思うんですが、町長、どうですか、私の指摘についてはどうお思いになりますでしょうか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。雇用関係のある場合のその支援金と言いまして、雇用調整助成金等も含めてですね、町が全く関与せずに国の制度の中で進められているものもたくさんあります。全てにおいてパーフェクトに答えられるという状況にするのはなかなか難しい部分もあります。それは事業者それぞれの立場において、やはり有利なものがあるのであれば、その情報を取りに行くということもめいめいもしていただきたいと思いますし、役場も努力はしますが、全てにおいてやっぱり答えられるというものではないというところは御理解を一定いただきたいなというふうに思います。以上です。

11 番（中村卓司君）

理解はしますが、そういった抜けてる部分もあったということは、何らかのフォローをしていくことが必要ではなかろうかと感じましたので、あえてここでそういったことについての、専門職とは言いませんけれども、一生懸命やれる立場にある人間をつくっていただけるとありがたいかなというふうに思いましたので、指摘というか、させていただいておきたいと思います。まあ、コロナについては以上で質問を終わりますけれども、今後の検討課題ということで、よろしく願いをしておきたいと思います。

続きまして、ぐるぐるバスについてお尋ねをいたします。ぐるぐ

るバスは毎年誰かが質問し、また、お答えもいただいておりますが、また、町長の行政報告の中から詳しい説明もありまして、重複する部分があるかと思えますけれども、まず、最初に現在のぐるぐるバスの状況についてお聞かせ願いたいと思いますが、思い返してみますと、町長が就任してすぐだったと思うんですけれども、町長が町長選に出馬にあたって、地域を回っていらっしゃる時に町民の皆さんからぐるぐるバス、名前はぐるぐるバスじゃなかったですけども、町内を回るバス、足がほしいということの熱望をされ、町長はそのことを受けて、将来の足という確保する意味で実施に至ったんですが、当初は町民の皆さん多くの方がぜひぜひひということだと思われたんで、爆発的にすごい利用されるというふうに自分たちも思っていました。ところがふたをあけるとなかなか爆発的にお乗りになるということがなかったんで、当初、利用率の低すぎでひょっとしたら国の助成金ももらえんなりやあせんろうかという心配もしておりまして、最近ではだんだん乗られる方が多くなりまして、また、町のほうの人も努力をされて、乗る方が増えてきたというふうに聞いておりますが、コロナの関係でまた一時減っておりましてよね。そのことについてまた国の助成っていうものも心配されるわけですが、現状でコロナが発症してから、3月ごろですかね、4月ごろから騒がれ始めたんですけれども、今までに約1年ぐらいたったんですけれども、その間のぐるぐるバスの利用状況、コロナに対しての変化、また、町民の皆さんの声というのはどういう形になっているのか聞かせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

中村議員の御質問にお答えさせていただきます。ぐるぐるバスについて御質問いただきました。コロナ後の現状と、今の推移をちょっと御説明をさせていただきます。

今、手元に4月以降、今年度に入ってから推移がございまして、コロナ後にぐるぐるバスの利用者につきましては、前年度と令和元年度と比較して4月につきましては118名減と。で、5月が192名減ということになっております。そのあと、6月については前年の推移を超える利用者まで回復をしておりましたが、そのあとはほぼ前年同様の利用者数で推移しておりました。

しかし、全国的に感染者数が増加をし始めた11月から再度バスの

利用者が減少するというような傾向が現れて、11 月が前年利用者からマイナス 220 名。それから 12 月が 193 名と。で、1 月についても 193 名となつてございます。全体の利用者数で比較すると令和元年の 4 月から 1 月まで合わせて 8 千人くらい利用者数がございます。で、令和 2 年度、今年度 4 月から 1 月までで、7 千くらい。1,100 人くらい、今まで、今年度は減ということになってございます。

で、今利用されてる方の声ということもございましたが、毎年利用されている地区のところに今年は個別訪問をして 40 名近い方の御意見も聞いておりますが、普段使っていただける方については非常にありがたいバスであるということも御意見もいただいております。もうちょっと、今、利用が少ない路線について聞き取りもしておりますけども、その路線についてはまだ自動車、自分で運転できる方が多いのでちょっと利用者数が少ないのではないだろうかというような意見もいただいているところもございます。

今、コロナの影響で若干の減少にはなっておりますけども、利用者数も特段、ものすごく減っているということではないと考えておりまして、皆さんに使っていただける、皆さんの足となつてるといふようなことで今、整備をしております。以上です。

11 番（中村卓司君）

大体の人数っていうのを把握をしたんですが、1 台あたりの、例の基準になった 1.8 人でしたかね、1.6 人でしたかね何か基準があったと思いますが、それ以下を下回らないようにという基準があったと思うんですが、その基準と今 1 台あたりどれぐらいになっているかをお知らせを願いたいと思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。先ほど、御質問いただきました平均の利用者数ということろだと思っておりますが、これも利用者数が減っていることから今年度につきましては、4 月、マイナスが 0.42 下がって 1.97、それから 5 月がマイナス 0.44 下がって 1.86 となりましたけども、そのあとの 6 月には利用者数も増えましたので、2.20 に回復をしております。そのあとはほぼ前年ぐらいの数値で推移をしております。11 月から利用者数が減ったので、その平均利用者数、これ減りましたけども、11 月から 1 月までの 1 便あたりの平均乗客数、これ平均しますと 2.01 となつてございます。

で、以前、国の基準であると 2.0 を超えることということですが

ども、11月から1月についても減った中でも2.0を超えているというところでございます。で、今、コロナの影響もありまして、路線ごとの平均乗車人数2.0につきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響もありますので、令和2年度以降、当分の間、国の補助要件、これは緩和をされております。平均乗車人数2.0以上にかかわらず補助金の対象路線となるということも合わせて御説明させていただきます。以上です。

11 番（中村卓司君）

いずれにしても高齢化社会っていうのはここ数年、数十年とまらないと思いますし、そういう意味から考えますと、このぐるぐるバス、町民の足ということで、非常に重要になろうかと思っておりますので、この継続を続けていただくことをお願いをしておきたいと思うんですが、一方で、委託をされているタクシー業者に、それから観光バスに委託をするわけですけども、そこの方の質問の中で課長にはよう言うてなかったですけども、そういった会社の評価というか、事業の中での何か意見というものがありましたら、聞いている範囲で構いません。聞いてなかったら聞いてないで構いませんけれども、営業している会社の中でのいろいろあったら聞かせてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

営業されてる、委託をしてる先の業者から何か聞いているかってことですか。はい。

利用者の方の委託をしている事業者につきましては、コロナの影響がありますので、消毒、それから除菌なんかも委託先の運転手の方にやっていただいております。で、御負担もかけておりますが、特に委託の業者のほうから何かこうだよというようなことはございません。

11 番（中村卓司君）

はい、順調にいっているようで安心をしましたので、継続をしていただけることをお願いをしておきます。

それから、まだ年度が終わっておりませんので、収支については分からんと思いますので、また、決算時の時点で収支がどれぐらいになっているかっていうことも聞かせていただける機会があるかと思っておりますので、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

それから、ちょっとお聞きしますとタクシーチケットがダブって

いきやあせんろうかという心配をしておりましたけど、障害者だけのタクシーチケット代ということでございますので、ぐるぐるバスについての、まあ言うたらバッティングするっていうのは全然ないということではよろしゅうございますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをいたします。タクシーチケットというのは障害者手帳をお持ちの方に対してですね、佐川町は等級に応じて 500 円券を支給を、申請に応じてですね、しておる事業がございます。この対象の方については当然、障害者の手帳を持ってる方ですけども、年齢を正確にははじいておりませんけれども、65 歳以上の方が結構、大部分の方がおいでだと思います。特に身体障害者の方についてはご高齢になるに従って足が不自由になって手帳を持たれるという方もおいでだと思いますので、その点ぐるぐるバスを使いながらこのタクシーチケットを使っている方も中にはおいでだと思います。その数字は把握はできておりません。以上です。

11 番（中村卓司君）

今の対象、タクシーチケットにつきましては、障害者に対してのことがほとんどでバッティングはほとんどないかというふうに思いますが、一時はぐるぐるバス実行するについてタクシーチケットで全部対応したらどうかというふうな意見も中にはあったんで、その心配もしよりましたんで、念のためにお聞きをいたしました。ぐるぐるバスにつきましては以上でございます。

最後の質問をさせていただきます。佐川町の総合計画についてということで、お聞きをします。これも町長、堀見町長が就任をされて明くる年からその内容に入っていくというふうに思います。2013 年の 10 月から 2014 年の 4 月ごろまでにいろいろなことをやってですね、それで 2016 年に発行したということで、10 年計画で 2025 年に最終的に満期と言いますか、満了と言いますか、目的につくられたわけでございます。

で、今年はその中間、町長の報告でもございました中間にあたるということでいろいろな反省点、やらないかん点も含めて考えておるというような報告もございましたが、私がこの質問にあたりまして、全部 1 回、2 回はよう読みませんでしたけど、1 回半ぐらいはずっと全部目をとおさせていただきました。

そこで特に町長の表紙が前のはしにありまして、まだほとんど白

髪がない若き青年の写真が写っておりまして、その中に町長挨拶ということで、記事が載っておりまして、人が生き生きと輝き笑顔あふれる幸せな町をみんなで作っていきたいということから始まってですね、いろんなことを書かれて、思いが、「ああ、このときの思いはこうだったな」というふうながをひしひし感じさせていただいております、そして、ページをめくっていきますと、最初の端にまじめに、おもしろく、というページがあって、そこにどうやってこの町を日本一に据えていくかというような題目の題目、佐川を愛し、佐川の未来を思い描く私たちの町民一人一人の思いや行動を結集し、私たちの町、佐川をつくること、チーム佐川はそんな思いから生まれましたっていう、すばらしい出だしで始まっておりまして、その中間のページ 88 ページまでが、言うたらそのプロセスですよ。どんな方がかかわって、どういう思いがあって、どうしていききたいっていうのがずっとあって、半分から後ろには 2025 年、最終的な目的にはどういったことをやったら近づいていきますよという、具体的ではないですけども、大見出しというような形で出されております。で、このそのことを含めてですね、まず町長に最初の思い、そして 5 年目を迎えて、いろいろな反省も踏まえて、今の時点でこの計画についての思いと、自分自身が具体的には言いませんけれども、これとこれができちゅうとかにはようびませんけど、どれぐらいできたかなっていう思いがあるのかを、思いだけで構いませんが、聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい。中村議員の御質問にお答えさせていただきます。総合計画の策定に入ってからもう 7 年たったんだなということで、感慨深く聞いておりました。1 回目の選挙のときに総合計画をみんなで作るということを公約にも掲げておりましたので、思いをもって総合計画をつくらせていただきました。

行政の計画ものは佐川町だけではなく、全国、計画はつくるけども計画をしっかりと実行して、PDCA サイクルを回すことがなかなかできてないということが一般論的に言われておりましたので、つくってからしっかりと実行していくということが大切だなというふうに思っていました。

ただ、役場職員だけでこの町をつくれるものではなくてですね、1 万 3 千人、1 万 2,600 人の多くの町民の皆さんに御参加いただい

て、一緒になってまじめにおもしろくまちづくりをしていく、参画をしていく、参加をしていただくということがとても大切だと思って、計画もつくって5年間実行してきました。

私が感じてることとしましては、すごくありがたいことなんです。女性のみなさんがすごく楽しそうに町のことににかかわっていただいて、好きなことににかかわっていただいて、生き生きとやっていただいたなど。この5年間、特に女性が活躍するこの佐川町っていうのは本当にすばらしいなって思ったのが率直な感想としてあります。

全体的には5つの、昭和の大合併の時の5つの町村ですね、それぞれの地区の特性があります。集落活動センター、あったかふれあいセンターもそれぞれ整備をした中で、地区の独自の取り組み、地区のすばらしいところ、宝の磨き上げがこの5年間で進んでですね、少しずつ、進捗度合いにばらつきはありますけども、それぞれの地区で活躍をしていただける住民の方が増えてきているなというふうに感じております。そういう意味ではまだ5年、少しずつ、一歩ずつの前進ではあるとは思いますが、確実にすばらしい、幸せな町になっているなというのは実感をしております。これは住民のみなさんの思いがそうになっているんだろうなと思います。全体で見ると全て思いどおりって100点だとすると、自分としては80点ぐらいはつけてあげてもいいのかなという思いはあります。

当初、10年計画を立てたときに、道の駅ですとか、図書館ですとか、スケジュール的にはちょっと遅れてます。スケジュール的に遅れてるものもありますが、全体的には計画どおり進められているのではないかなという思いを込めて、80点くらい頑張れているんじゃないかなと。ただ、やっぱり振り返って反省をすべき点もありますので、しっかりとこの前半の5年間を総括をして振り返ってそれを次の5年間にしっかり向けていきたいというのが私自身の思いであり、感想であります。以上です。

11 番（中村卓司君）

このみんなでつくる総合計画を全体的に見た場合に、ソフト、ハード面っていう形の切り口で言えば、ハード面ではあまりないですよ。いわゆるひとづくりであったり地域づくりであったりっていう部分が大分多く載せられていると思うんです。この本の、町民向けの本ですよ。その思いがある中で、森議員の質問の中でもありました、高知新聞にありました町長の言葉の中には、人をつくるん

だと、元気な町民をつくるんだっていう意味ですごい意味のある本だと思うんです。最初、配られた時にいっぺん私見ましたが、わりとこの自分のお腹の中にストンと落ちてこないような思いもしましたが、この質問に関して改めて読んでみますと、すごいストンと落ちまして、「あ、このとおりなんだな」と。佐川にもこんな風がだんだん吹き始めたなという実感を私自身もさせていただいて、大変感動した思いでございます。で、当初にも町長は自慢で言ってるというふうに思っておりましたが、全国でこれをやっていたければ、絶対幸せな町が全国にできるよっていうふうに、自慢話かと自分では思っておりましたが、いやいや、そうじゃないんだと、今回見て、全国の市町村がこれと同じような取り組みで始めたら本当に幸せな町がどんどんできて、日本中が幸せになるんじゃないろうかと。

いつも私申し上げておるのは九州の綾町っていうのはすごい基本にありまして、あそこはまさにこういうことから始めて、頑張っておられて、もう20年ぐらい前には同じような風が吹いておったというふうに私思っております。あの町に行ったことがありまして、思います。

だから、そういう意味で、まずは人づくり、ハード面ではなくてソフト面からっていう意味で、この本は非常に大事やと。そこで、半分たった今の時点で、5年たった半分、今の時点でどこまでできたかっていうふうな思いがあって、次のステップに進むために質問させていただきたいと思うんですが、町長は80点をつけてあげればえいっていう話もさせていただいたんですが、具体的にですね、ちょっとその88ページから後、89ページから佐川の楽しみ25っていう、いわゆる後の5年間の部分を書いたのにどういふのがあったということを少し御紹介を、自分の許す範囲の時間で御紹介をさせていただきますと、5つの楽しむっていう項目があって、佐川で育てるを楽しむ、チャレンジを楽しむ、お隣さんを楽しむ、ふるさとを楽しむ、おいしいを楽しむっていう5つがあって、そこにはもうちょっと細かいことがあって、育てるっていうのはまるごと植物園っていうような項目が出てきます。

これは既にまるごと植物園っていうことで、牧野公園も含め地域の皆さんにも浸透して、特にゆめまちらんど、刈谷花園の花屋さんがあそこにおいでるんですけども、あそこにすばらしい花壇をつく

っていただいて、自分ごとのようにお世話をしていただいて、そういういわゆる町民のまるごと植物園になっている。ひとつずつ芽生えていく。特に牧野公園のはなもりC－LOVEの皆さんもそれに大きくかかわっておられるということでですね、これも育っていくというふうなこともあります。それから、みんなの寺子屋って町長もちょっとおいでよったのに今どうなってるかわかりませんが、そんなこととかで、育てるを楽しむ。

それからチャレンジャー、佐川でチャレンジを楽しむということで、キコリンジャーがここ出てきますよね。キコリンジャーもすごい活躍をしていただいて、自伐林業含め、最初それこそ自伐で飯食えるんかいというふうな話もありましたけれども、地域のいわゆる杉・ヒノキっていうものに対してのもったいない、もっと使えるんじゃないかということにくさびを打っていただいて、活動していただいておりますし、チャレンジを楽しむ中では発明ラボも出てきますよね。そんなこととかありまして、さらには佐川のお隣を楽しむということで、安心安全なということで、防災っていうものもすごい取り組んでおられる。

こんなこととかですね、それからふるさとを楽しむということで、ふるさと学とかですね、それから情報発信力とか、佐川の踊り、3つ瑞応踊りとか四ツ白、それから白倉の踊りとかいうそんな感じ。そのへんについてはまだまだやらないかんこともあるんですけども、こういった細かい点を、だんだん向こう向きで進んでいっているようなことが非常に感じられます。そして、町長が言われたように人というものが非常に和やかになっていくというふうになって、自分事のようにやってる人がだんだん増えていったということになります。

さらに、これから先5年に、そしたらどういう課題で進めていかないかんかということをおなりに考えたひとつの項目を申し上げます。それは、自助共助公助っていうのが地域にあってそれぞれの役目があると思うんですが、今この場でしゃべるのにはいわゆる公助、いわゆる役場の職員さん、役場の皆さん、町長含め、どんなことをすればこれが前向きに進むかということで、この場に立たせていただいている意味があると思いますので、そのへんを切り口として質問をさせていただきたいと思うんですが、総務課長に御指名で、先ほど言った公助という意味で役場の役目、いわゆるこの自助共助

を進める潤滑油としての役場の役目っていうのは非常に大切やと思うんですけども、突然指名されても困るっちゅうような顔をしていますけれども、思いで構いませんので役場の果たす役割、これからの5年間、このみんなでつくる総合計画の残りを進めるための、どうやったらいいかっていう思いでも構いませんので一言お願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

突然の御指名で戸惑っておりますけれども、御指名いただきましたので、お答えを、思いのほうを伝えさせていただきたいと思います。

よく、総務課のほうでは自助共助公助というのは防災のあたりでよく使っております。

まず、防災の関係で言いますと、自分自身を守っていただく、そして自分自身を守りながら近くの方と協力して地域を支えあっていく、そしてそれに加えて公、町の力を出して助けていくというようなことを住民の皆さんに防災の関係で話したことがあります。このようなことから考えましても、やはり住民の皆様が一人一人が佐川町をよくするためにまずはいろいろなことをやっていただく、そしてそのことに加えて、地域の方が皆さんで協力し合って佐川町を今以上に発展させていただくと、そして、町といたしましてはそのような自助公助共助ということを踏まえまして、町としてできること、佐川町全体をその総合計画に載っておる佐川の未来のまちづくり、未来を目指すそのまちになるように、町のほうではいろんなことをやっていくということが自助共助公助になろうかと思います。

その佐川の職員といたしましては、その総合計画にありますように、チーム佐川まじめにおもしろくというようなことを基本といたしまして、いろんな仕事に対してまじめにそしておもしろく佐川町民の、住民の幸せのために佐川町を世界一幸せなまちにするために公助、町の力を使っていろんなことをしていきたいというような思いはございます。

すいません、突然の御指名でなかなか的を射た思いを伝えることはできませんけれど、以上でございます。

11 番（中村卓司君）

そこで、もうひとつ、絶対聞いちゃいけないかん人がおります。チーム佐川の、チーム佐川でございますので、チーム全体が佐川ですけども、それを代表する意味での看板を掲げるチーム佐川課長にど

うという思いでこれからこの5年間を進めていくような思いがあるか、熱い思いを聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。現在、総合計画5年目、中間年度ということできまざまな、今までの5年間を振り返って数字も集めておりますが、中村議員が御説明いただいたときに、この総合計画、最初に取り入れた手法として地域幸せ風土調査というのがございます。これ、佐川町に住んでいる個人が感じる幸せの気持ちを5つの指標にしておりますが、やってみよう、ありがとう、なんとかなる、あなたらしく、ほっとするということで測定をしております。それを全国平均と比較をして佐川町に住む個人がどれぐらい幸せを感じるかということを指標にしていますが、それとその個人の、住む個人が幸せを感じる後押しができる地域であるかということも指標にして、偏差値として比較をしております。

当時、この計画をつくった当時、ほとんどの指標は全国からちょっと高い傾向にあったんですけども、やってみようという因子、ここが全国と高知県平均から下回っていたということがございました。ここを伸ばす取り組みをしようという町長の思いがあって、この総合計画になっております。

で、やってみようとチャレンジしようというところが伸ばすというところが非常に重要であろうと考えておりまして、今回、中間年度においてもここがどうなったかという調査をしております。この皆さんのやってみよう、チャレンジするということが上昇するためには、アンケートで得意としてることがあるとか、何か目的、目標をもってやっていることがある、この2つの項目を皆さんが選んでいただくということがポイントになるんですけど、今回やった中間年度の調査では一つの項目については上昇しておりますし、一方、もう一つはちょっと減少もしてるところがございます。

ただ、5年間やってきて、今後5年間引き続きここを皆さんが幸せになるために、自らやってみようと思うきっかけをつくることが非常に重要じゃないかなと考えておりますので、今後5年間においてもこういう取り組みを後押しする、皆さんを後押しするという取り組みをしたいと、必要であると考えております。以上です。

11 番（中村卓司君）

はい。ありがとうございます。35 ページにその風と土とのスコアということで、やってみようっていうところで高知県の平均、それから全国平均を比べると佐川町はとんでもなくやってみようが低いという数字が出て、これに対してやってみようを大きく伸ばそう、やってみようの指数が低いということはあんまりやりたくないっていうのが多いということですよね。だから佐川の町民気質からいくとあまり派手にどんどん前に出ていくより、ちょっとひっこみじあんっていう部分が見えたんではないろうかというふうな指数で、積極的に前向いていこうという姿になってほしいということやろうと思います、これからは。そこでですね、毎年、言うたら年間の反省というか、この計画に対しての調査をされよう、話し合いもされているようでございますが、5 年目ということで私は今、最後にここでお願いをしたいのは、5 年目ということで説明ですので、この調査っていう部分を一部の人だけに話して、その後アンケートとかいうことやなくて、もう一度最初、始めた人、方、人数にして 190 人くらいおったんじゃないですかね。確かちょっと数字がどっかに書いてますけども、200 人くらいの方がおられて、そしてワークショップをされ、地域でもワークショップをされ、それが全体でもされて、何回も 18 回か 20 回くらいされてると思いますけど、それに関わった方に、もう一遍その 5 年目で、そういうようなことについて中間でどう思いますかというようなことを 1 回か 2 回か 3 回くらい集まっていたいて、これからの 25 年への新たにせないかんこと、できたことの検証をする必要が、必要ではないかというふうに思いますけれども、田村課長、どうですか。一遍また、みんな集めてそういうワークショップをやってみる機会をつくってくれないか。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えさせていただきます。中間年度ですので、毎年やっている事業の追跡に加えて、今年度は 5 年目、5 年間の振り返りをして、アンケートもした結果を年に 2 回実施をしております総合計画の審議会、これでも御説明もさせてもらう予定ですが、年明けには町長のほうからももう一度、少し大きい規模のワークショップなりでこの 5 年間を振り返って、今後 5 年間どうしようというワークショップをしようということになっております。今、やる前提でというか、ちょっと時期はまだ決めてないんですけど、やるような予定で進めていきたいと考えております。以上です。

11 番（中村卓司君）

やっていただける方向性がついているということでございますが、できれば基本的なのは最初につくっていただいたメンバーの人を中心にメンバーを集めていただくと新しい人も結構ながですけども、あのときのメンバーが5年たってある程度歳も感覚も思いも成長してると思うので、その人を中心にやっていただけると、そのほうがいいんじゃないかと私は思っております。そこで、一人の方の、実は今名前が出てますんで、その時の記事を紹介させていただきたいと思います。

記事と言いますか、思いをここに載せてる方がおいでまして、実は正岡さん、亡くなった正岡さん知ってますよね。その方もですね、ここに思いを、つくり始めたという思いを載せてございますけども、そのことは後で読んでいただくと、今、御紹介しませんでしたけれども、一人の方の御紹介をさせていただきますと、佐川中学校の当時2年生の谷脇さん、これ高知新聞のコラムのところにもこの記事が同じような形が出てたんで、お名前もフルネームでは申し上げませんけど、斗賀野の方で佐川中学校当時2年生の谷脇さんという方が、この思いをこう書かれております。「佐川町の人はとても優しい方ばかりで大好きです。幸せ会議のことを母から聞き、たくさんの人と佐川町のことを話してみたい、と思い母と一緒に参加しました。ドキドキで迎えた2月の11日、たくさんの方の方に囲まれて緊張しました。話したのは10年後の佐川町」というもの云々で「私はそのとき23歳になっています。」という思い。で、「今回、皆さんと描いた未来図が10年後叶っているとよいなと思い、これからの佐川町が幸せでありたいように」と書いてあります。その人は恐らく14歳から15歳なんで、今20歳なんですよ。19歳か20歳。ひょっとこの間の成人式にこられちゃったかもわかりません。来年かも分かりません。けどこの人が5年前にこの思いで参加されて、20歳、19歳になって今どう思われているかっていうものも非常に関心が高い。

そんなことで当時のメンバーを呼んでほしいなというふうな思いもありますし、また、ここに役場の職員の話も出てきます。田村課長は出てきませんけども、大原君とか春秋君とかそれから邑田さんも書かれてありまして、あえてこの今言いませんけれども、多分マイクを通して下で聞いておられると思うんですよ。あのときにあん

な熱い思いがなっていることを語られております。先ほど申し上げました役場っていうのは、これからの自助共助公助の中の公助でなければならない立場の職員さんでありますよね。その方がこれを一緒にこしらえて熱い思いでこしらえたっていうことの思いが、いまだに多分、いまだに多分という言い方はおかしいですけども、その熱い思いで仕事をされてると思うんですよ。だから、そのことの形をこれからさらに進めていく。この計画の中でもそうなのですが、役場の職員としての立場でもそれをしていくことは、新たに確認をする必要があると思うんですよ。だからぜひこれをこしらえたときのメンバーでぜひ一回やってほしいと思います。

町長が言われました、朝、「おはようございます」「いらっしゃいませ」をぽんと飛び出ていく女の子、男の子、若い男の子女の子。それからあと5年たったら恐らくここの前におる方はほとんどおりませんよね。で、新しい課長がきますよね。その方がどんな思いであと5年後を迎えているかっていうのは今かかっていると思うんですよ。だからそのためにこの中間っていうものが大事なんで、ぜひそのときのメンバー集めてやっていただきたい。もう一遍、そのメンバーでやってくれるとお約束を願いたいと思いますが、いかがですか。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。今度やるワークショップについては事前に今も町長と話を進めておりますが、当時、関わっていただいた約200名の方にはぜひ参加をしていただきたいと思いますと考えております。以上です。

11番（中村卓司君）

はい。お約束をいただきましたので、ぜひよろしくお願いします。

それでは、私はこの質問を終わりたいと思いますが、最後に一言加えさせていただきますと、コロナ、そして産業振興関係の図書館とか道の駅とか大変、役場の職員忙しいと思います。そこでですね、私がこんなこと言うのもおかしいんですが、今日、池内さんの発言が非常によかった。自分の思いをしゃべっていただく。恐らく町長との部局で話をされるかどうかわかりませんが、この場でしゃべっていただいたことに意味があるんですけども、それぞれの課長さんが自分の思いを町長にぶつけて、こんな思いだというものを言っていたきたい。そのお三方は言いにくいような環境をつくら

ないようにお願いをしたいということ。つくってないよということもあるかもしれませんが、ぜひ、言えるような環境、言うようなことで意見を出していただいて、それが潤滑油、佐川町がよくなるということもひとつの手段だと思いますので、そのことをこの場からお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、11 番、中村卓司君の一般質問を終わります。

ここで 55 分まで休憩します。

休憩 午後 2 時 45 分

再開 午後 2 時 55 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、2 番、宮崎知恵子君の発言を許します。

2 番（宮崎知恵子君）

2 番議員の宮崎知恵子でございます。議長のお許しをいただきまして、3 つの質問をさせていただきます。

今日、お昼にここに上がって来るときに教育委員会の方から、本当に成人式をやってもものすごい感動したと、皆さんも一緒に参加してもらいたかったなっていうお話を聞きもってこの階段を上ってきました。そのときに、本当に感動が伝わってきました。今も中村さんのお話を聞きまして、なんで中村さんが最後やなかったろう、トリを取らんかったろうと思って、私としては本当にでの悪い議員でして、ここに最後にトリを取るのが本当に申し訳ない思いでいっぱいですけれども、皆さんの一般質問のすばらしさに感動を今回もさせていただきますながら、3 つの質問をさせていただきます。

まず、幼児教育の推進についてお伺いをいたします。幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を担う貴重な時期であり、遊びや自然にふれる体験活動などを通して、豊かな心や基本生活習慣の育成に努めるとともに、家庭や地域との連携を深め、地域に開かれた支援を推進すべきであり、佐川町でも子供たちの発達や学びの連続性を重視し、保育園から小学校へスムーズに移行できるよう、保育園と小学校の意見交換や合同研修会、保育・授業参観などを通して、相

互理解を深めておいでますが、これから情報化など産業構造の変化に伴い、今後の経済成長のためにも人材の向上が必要だと思います。自ら学び続ける意欲や、コミュニケーション能力など、これまでとは違った能力が求められます。

ノーベル経済学賞を受賞したシカゴ大学のジェームス・ヘックマン教授が就学後の教育の効率性を求めるのは就学前の教育にあると説いております。アメリカ研究では就学期の教育は就学後の学力の伸びにプラス作用しただけではなく、40歳になった時点で高校卒業率や持ち家率、平均所得が高く、また、婚外子を持つ比率や生活保護受給者、逮捕率が低いという結果が得られていると言われております。さらには、幼児教育の効果として、人生における成功を支える道徳、自己肯定、人間性の向上などの非認知能力も向上できる点が着目されていると言われております。

そこで、3点ほど伺いをいたします。算数教育について、佐川町における子供たちへの算数教育は長期的な効果を発揮する努力をされていると思います。現在の佐川の政策はものづくりなどの創造性を育てる教育を推進しており、例えば、木工の加工・販売が行える体制を整え、佐川産の木材を活用したものづくりを推進し、ものづくりのできる人材を育成することを考えた、さかわ発明ラボなど、そのひとつであります。こういった活動に幼児や子供のころから算数教育を受けた子供たちが参加することによって、一層新たな発明ができあがってくる可能性が高いと思います。

さらに、農産物を生かした付加価値の高い商品の開発や、地産地消を目指す佐川町にとって、こういった算数教育を受け、数学的に優れた頭脳をもった人材が出てくることにより、現代の技術に精通した事業を起こすことができるようになってくると思います。そして、算数教育の中で必要なのは空間思考能力を育てるという事が大切だと思います。

空間思考能力とは2次元や3次元の図形、空間的対象の位置、形状、他の対象との関係や運動の軌跡、そして部分、全体の関係を抽象的なイメージとして扱う能力です。一般社団法人「創造的教育協会」によりますと、「この空間思考能力のトレーニングを行うことによって、この能力を身につけた小学6年生の子供たちは、通常の子供たちよりも大きな幾何学に関する学力向上が認定され、さらには、プログラミング的思考と言われる、問題解決のために必要な要素を

特定、整理し、解決のプロセスを構築する一連の能力にも影響を与えることができます。この空間的思考能力を幼稚園や小学校の低学のころから、遊び感覚で身につけることによって、将来的に創造的な人材を育成することができる」と言われております。そこで、佐川町におきまして、今取り組まれていることがあれば伺いをいたします。

教育長（濱田陽治君）

宮崎議員の算数・数学の教育についての御質問にお答えをいたします。この科学技術が爆発的に進んで高度に情報化が進んできた時代に、子供たちが生き抜いていくためには、議員が御指摘のように、思考力と言いますか、自ら課題意識をもって、対話の中で解決法を考え、試行錯誤を繰り返し、最適な答えに行き着くといったそういった力が必要になります。

ところが、今までの伝統的な算数数学の授業の仕方というのは答えがありまして、その答えに行き着く方法を教えていたわけです。ところが、これではこれから先の答えがなかなか見つかりにくい時代には対応できにくいということ。

それともう一つ、先日、西森議員からの御質問の中でもお答えを申し上げたんですけども、発達の違い、子供たちの発達の偏りが非常に顕著になりまして、これは要するに子供たちそれぞれによって受け取り方が全く異なるということです。ですからこれ、個別に最適な教育をしていかないとこれには対応できないということです。

そのために、さかわ未来学構想の中の未来創造力の中のひとつとして、算数、数学などの強化の学習を子供たち一人一人に個別最適に支援をするというコンパス社のQ u b e n aという教材がございます。これは先ほど議員が言われました空間認知なんかにつきましても、タブレットを通じて人工知能がリードしてくれますので、非常に効率的に教えてくれます。これは今までの授業のあり方を変える大きな可能性のある教材だと思って、来年から町内の小中学校に普及をさせていこうと考えております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

実はですね、先日、私もこの図形を通して勉強させていただきました機会がございまして、それで今回このような質問をさせていただいているわけなんですけれども、時間をかければ私でもできたという自負がありまして、これは佐川町でぜひ取り入れてもらいたい

というすごい思いがありまして、実は行ったところ、教育長にお会いしに行ったところ、もう既にやっておいでるみたいな感じだったので、すごいなと思いまして、それでも一般質問をさせていただこうと思いまして、した次第でございます。

2つ目について、お尋ねいたします。企業との連携について、お伺いをいたします。最近ではそういった数学知識や算数教育に目を向け、独自のプログラムを持った民間の塾などが多くなっております。そういった算数教育と民間の塾と佐川にある小学校とが連携するのはどうでしょうか。

事例として、佐賀県武雄市では首都圏などを中心に学習塾を展開する花まる学習会のノウハウを取り入れた、官民一体型学校が開設されております。この花まる学習塾は長野県におきましても、官民一連、連携教育を行っております。高知県にも算数教育を行っている方々がたくさんいるので、連携できる可能性は十分にあると思っております。もし、学校側との連携が難しいのであれば、学童保育との連携はどうでしょう。

文科省は2014年に学習塾や書道、そろばん、スポーツ、音楽、語学教室などを運営する民間教育事業者を、公的部分だけでは絶対に困難な幅広い教育分野で重要な役割を果たしている、と積極的に評価をし、連携を求めています。よって、学童保育と算数教育を行っている塾と連携することは極めて可能ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。宮崎議員の御質問にお答えさせていただきます。今、花まる学習会という民間企業のお名前が出ました。西森議員の御質問の中でも教育の中の委託費ということで教育長から説明がありました。

少し、私のほうから補足をさせていただきますと、佐川町に地域おこし協力隊で赴任をしてきてた職員が、佐川町に来て、佐川町に赴任してから結婚いたしました。そのお相手が花まる学習会で役員をやっております、A t e l i e r f o r K I D s を専任で授業をしている女性でありました。そういうご縁もありまして、その奥様ともお付き合いをさせていただく中で、その方の書いた本をいただきました。で、読ませていただいて、「ああ、これはすばらしい授業をしているな」と。幼児教育としてあるべきものは全て詰め

込まれている、そういう感想を持ちました。会社自体は首都圏にありますけども、本人は今佐川町に年の内半分は住んでおりますので、交通費等もかからずに、金額的にも少し勉強していただいて、今、依頼をできているというところであります。

町内の保育所、小学校低学年の子供たちに非認知能力を伸ばすための *A t e l i e r f o r K I D s* に取り組ませていただいております。

このやっぱり空間を把握する。アートを通してやはり空間を押さえていく、自分でつくっていく。この学びと、今、小学校・中学校で試験的に取り入れてますが、*Q u b e n a*、*A I* 型教材の *Q u b e n a*、この組み合わせによって、必ず子供たちの学ぶ意欲、学ぶ楽しさが伸びていくだろうというふうに思って今取り入れているところでもありますけども、やはり、宮崎議員おっしゃいますように、民間の素晴らしいノウハウは予算にも限りがありますけども、可能な範囲で取り入れていくということがとても大切だというふうに思っております。

今後も、いろいろ研究をしながら、佐川町の子供たちにとって最適な学びがどのような形であるのかということを探求をして、現場に実践という形で落とし込みをしていきたいというふうに考えております。以上です。

教育長（濱田陽治君）

はい、武雄市の花まる学習会についての取り組みにつきましては、承知をしております。花まる学園と称しまして、武雄市の小中学校で花まる学習会のノウハウを大きく取り入れた授業をしているということを聞いております。そこで、今、*A t e l i e r f o r K I D s* は取り入れていますけれども、教科指導とかさまざまな他の部分について取り入れることができないのかなということで、来年度予算でこの武雄市にこの情報収集に行くということを考えております。その結果でまた検討をいたしまして考えていきたいと思っております。以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。もうすばらしい。もう本当にありがとうございます。感動のあまりちょっとあれですけども、3 点目に入らせていただきます。

今、町長も言われましたように、佐川町と他の地域のかかわりに

ついてお伺いをいたします。

他の地域の民間教育企業が学校と連携すると述べましたが、これは長期的に考えた上であるので、今すぐには難しいと思いますけれども、もう既にやっておいでますよね。はい。他地域の教育関係者と佐川町の教育関係者との交流を開くのはどうでしょうかと。例えば、佐川町は高知市と平成30年に連携高知広域都市圏形成にかかわる連携協約書を結んでおり、教育、文化、スポーツの振興を中心として取り組むことが比較的可能だと思います。高知市と佐川町が連携しつつお互いに教育に関する意見交換をする機会を設けることができれば、佐川の教育の推進の助けになるのではないのでしょうかということでございますが、もう先に既にお答えをいただいておりますけれども、まだ補足があれば。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。連携高知の枠組みにおきましても、お互いのよさを学び合ってですね、連携をしていくということは十分考えられます。

また、佐川町に最近、教育の関係で視察に訪れる教育委員会もございまして、また、お隣の須崎市ですとかですね、佐川町の教育に大変興味を持っているところもあります。檮原町さんとも今連携も図る形も模索をしております。今度、檮原町さんの教育委員会もちょっと佐川町に来たいなという声もあります。私も先日、檮原町にも行ってまいりましたが、お互いのよさをお互いで学び合って、連携をしてより子供たちにすばらしい学びの場をやっぱり提供してあげることが大事だなと。

教育は学校での学びは全て子供たちのためにあるものですから、そういった中で、他地域との連携も含めて、佐川町の教育をよりよくしていく努力をしていかなければいけないというふうに考えておりますので、今後も地域の連携を模索していきたいと考えております。以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

はい。いただきたい御答弁をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

コロナの問題は皆さんが本当に詳しく、分かりやすく御説明をいただきましたので、私も大変勉強になりました。その聞かれた

こととちょっと違う観点から御質問をしてみたいと思います。

コロナ対策についてお伺いを致します。行政報告の中で、医療従事者へのワクチン予防の高北病院の接種率は事前調査ではありましたが、対象者が174名で希望者が142名で、接種率は81.6%です。この数値をもって、65歳以上の方で素直に受けてくれるのか疑問にちょっと思いましたので、この質問をさせていただきました。

高北病院の方も全員接種しないのはそれだけリスクがあるとの判断をしたと受け止める可能性もあるのではないかと思います。個人の判断に任せると言えばそれまでですが、コロナワクチンが本来の鶏卵法ではなく遺伝子ワクチンを使ってつくられており、遺伝子ワクチンを人体に打つということは、人間の遺伝子組み換えにつながってまいります。遺伝子ワクチンはこれまでのワクチンでは確認されなかった疾患が起きる可能性もあります。仮に、コロナの遺伝子が人間の生殖細胞に挿入するような事態が起これば、がんなどの疾患を引き起こす可能性もあると言われております。

コロナにかかるよりもワクチンを打った人が人体に与えるリスクは高い可能性もあります。コロナワクチンにメリットはありますが、日本の研究所が実証実験を行い、安全性を認めるのを待つということも有りではないかと私は思っております。日本のコロナと海外のコロナは種類も違いますし、打つべきワクチンも違うと思います。

普通、ワクチンは数多く試験を重ねて実行に移します。今回は2回、3回のワクチンの実験でしか行っていないと聞いております。副反応があるかどうかをしっかりと見極めた上で、予防接種体制を敷くという考え方もあるのではないかと思いますけれども、お答えをいただける方がおりましたら、お願いをいたしたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい、私のほうからお答えさせていただきます。宮崎議員の今の御質問の中で私も初めて聞く内容のことでもあります。なかなか専門的なことで、答えるのが難しいところではあります。ただ、町村としましては、国、厚生労働省のほうで承認をしたワクチンを国・県・市町村という流れの中で、しっかり住民の皆さんの安心安全につながるという目的においてワクチン接種を実行するという事になってます。

その中でやはり、個人、お一人お一人の中で、心配な方がいらっしゃいますので、私は受けないと言われた方につきましてはその方

の判断を尊重すると。その中でワクチン接種をしっかりと行っていくということが私たちに課せられた使命でありますので、その使命をしっかりと全うしていきたいというふうに考えております。以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

はい。お答えは事前には分かってはおりますけれども、やっぱり情報源として知るということは大事なことで、やっぱり知った上で自分がどう判断し、決めていくかということも一人一人の責任でございますので、私はこの場を借りましてこういう情報をお伝えしたわけでございます。

以上によりまして、この、あ、まだいきません。すいません。

続きまして、新しいコロナ対策の必要性について伺いをいたします。

佐川町の施設を見ますと、マスク着用のお願い、非接触型体温計の設置、窓開けの換気、利用前の消毒、入場者の制限、ホール内の空調による換気、ソーシャルディスタンスの確保、スタッフの体温など対策はなされております。しかし、コロナウイルスそのものを撃退できるわけではないので、もう少し軽減できる対策をとってはいかがでしょうか。

例えば、マイナスイオン発生器によるコロナ対策は効果的なリスクを軽減する事ができると言われております。北里研究所の研究によりますと、顕微鏡撮影写真では、イオン未処理の場合では正常なコロナウイルスが確認されず、ウイルス表面のスパイク、突起状のタンパク質やエンベロープ表面液が破壊された分解物らしいものが見られ、イオンによりウイルスが分解されたものと考えられ、プラズマクラスターイオンの存在下では細菌及びウイルスが飛躍的に減少し、その有効性及び応用への可能性が十分あると発表をされております。

さらに、9月7日、シャープによりますと、同社の空気浄化技術プラズマクラスターについて、空気中に浮遊する新型コロナウイルスの減少効果があることを実証したと発表されています。実証実験は長崎大学感染症共同研究拠点などと共同で実施しています。プラズマクラスター技術搭載ウイルス試験装置を制作し、空気中の新型コロナウイルスにプラズマクラスターイオンを約30秒間照射したところ、感染症をもつウイルス粒子の数が91.3%減と減少しており

ます。そして、公立大学法人奈良県立医科大学一般社会法人N B T
コンソーシャルはオゾンによる新型コロナウイルス不活性化を確認
し、オゾンによる最大1万分の1まで不活性化することを確認して
おります。

こういったようにマイナスイオンやオゾンがある一定環境下のも
とでは新型コロナウイルスに有効であるという実証報告が既に複数
の大学機関や企業で発表されており、マイナスイオン発生器や空気
清浄機を使うことによって、コロナ感染のリスクが軽減される可能
性は十分にあると思います。今、新型コロナウイルスのワクチンは
接種は急いでおりますので、各施設や会場など設置することを検討
する価値はあると思いますけれども、いかがでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

宮崎議員の御質問に回答させていただきます。私のほうから主に
桜座における感染症の対策のほうを説明させていただきます。桜座
におきましては感染症対策としまして、入館時の手指の消毒、マス
ク着用をお願い、非接触型体温計の設置、利用前にマイクなどの消
毒、アルコール消毒、それから利用前の設備の消毒、小まめな窓開
けの換気、本来の空調による換気とホール内でのサーキュレーター
の稼働、3つの密を避けることについて主催者へ実施を徹底するお
願いをしております。

で、幸いなことに現在まで桜座で感染事例は発生しておりません。
で、今後はこちら、それらの対策を続けながら、今後、感染症の拡大
の傾向が見受けられましたら、御提案のありました空気清浄機の導
入についても近隣の類似する施設の対応も参考に導入について検討
させていただきたいと考えております。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。どうしてこういう御質問をするかと言
いますと、えっと、去年やったと思いますけれども、国交省が来まし
て桜座で講演、P F I の講演をやったときにですね、事前にそこの
方が入れておいでたようで、その違いが結局桜座を管理している方
が、すごく分かったようなので、それでなんかこう、ものすごい
いっていう話を聞いて、上げたいっていう話をお聞きしましたので、
それで私も調べまして、こういう質問をさせていただいたわけでご
ざいます。音楽祭とかね、もう絶対換気ができない、締め切った場
所でやらないといけないコンサートなんかもありますので、ぜひ、

導入を考えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、3点目の女性の管理職についてお伺いをいたします。昨日ですね、3月8日、ジェンダー平等社会の実現に向けて、国連が制定した国際女性デーで女性の生き方を考える新たな文化として定着をされた日でした。昨年、12月、高知新聞にて、県内市町村女性管理職は19.6%で、政府の目標である30%以上の町村は5カ所ありました。そこで、佐川町の女性職員について調べてみました。次のように掲載がありました。「平成28年度から以下の事項について取り組みを進めております」とあります。「1つ目が女性職員のみを対象とする研修や外部研修、自治体大学校や市町村アカデミー等への派遣の参加促進を行う。2つ目、女性職員を多様なポストに積極的に配置する。3番目、課長、課長補佐及び課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭においた人材教育を行う」と述べてありました。また、家庭両立ができるように超過勤務に関する見直しも行いますとありました。それで、先ほど下川議員の質問にも妊婦とか育児休暇とかそういうことをお伺いしましたがけれども、要は根本的な問題として、日本に根付いた男の人は仕事、女性は家庭という概念による潜在的に女性の進出が歯止めがかかっているように思われます。男性が多い分、女性が多い部署をつくり、女性が入りやすい環境をつくるのはどうでしょうか。また、佐川町の女性管理職が増えることにより相談しやすい職場づくりにもできると思います。佐川町の行政としての取り組みはいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。部署によりましては女性のほうが多い部署も当然ございます。管理職につきましては現在11名中1名の女性ということになっております。ただ、補佐級につきましては19名中10名が女性で、係長に関して言いますと24名中12名が女性ということになっております。課長級が少ないのはこれまで適材適所人材を登用して管理職としてしっかりマネジメントの責務を果たしていただけた人材を登用してまいりましたが、今後につきましても当然、男性女性問わず佐川町には有能な人材がたくさんいらっしゃると思いますので、管理職が自然と女性の割合が増えていくことになるだろうというふうには感じております。

今後につきましても、男性女性問わず、しっかりと課長級の人事をするという中で、女性の登用についても積極的に考えていきたい

というふうには思っております。以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

はい、ありがとうございます。前向きに検討していただけるということで、最後に女性の課長がおりますので、一言何か御答弁をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

会計課長（真辺美紀君）

突然の御指名でございますが、正直に私の気持ちをお伝えさせていただきます。私といたしましても、一人でも多くの女性の方が課長級になっていただくことを期待しております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

はい。答弁ありがとうございます。お聞きしていただいたと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、今回の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、2 番、宮崎知恵子君の一般質問を終わります。

ここで、質問者、邑田昌平君が本日欠席のため、会議規則第 61 条第 4 項により、通告の効力は失われました。

以上で、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終わります。

本日の会議はこれをもって終わります。

次の開会を 12 日の午前 9 時とします。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 3 時 40 分